



# 第3次 内灘町 地域福祉 計画

令和6年3月  
内灘町

## はじめに

初めて内灘町地域福祉計画が策定されてから、今年で11年目を迎えます。その間に少子高齢化や核家族化、住民相互のつながりの希薄化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化してきました。急激に進む少子高齢化に伴う課題に加え、高齢者・子育て世代・障がい者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の課題、育児と介護の両立など複合的な課題等従来の福祉制度では対応が困難な問題が増えています。そこで、課題解決のために、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」を実現することが必要です。



本計画は、前計画から基本的な考えを引き継ぎ、「地域の一人ひとりが元気で、思いやりと安心が広がるまちうちなだ」を基本理念とし、基本目標は2つから3つに細分化しております。すべての人が支え合い、助け合い、学び合い、ふれあえるまちづくりまた、地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、内灘町社会福祉協議会をはじめ、関係機関と連携し取り組んでまいります。町民の皆様も地域のひとりとして、基本理念の実現に向けご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言を賜りました「第3次内灘町地域福祉計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、町民の皆様、また、ご協力いただきました関係各位に心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

内灘町長 川口 克則

## も く じ

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって .....               | 1  |
| 1 計画策定の趣旨 .....                    | 1  |
| 2 計画の位置づけ .....                    | 1  |
| 3 計画の期間 .....                      | 2  |
| 第2章 内灘町の現状 .....                   | 3  |
| 1 内灘町の現状 .....                     | 3  |
| 2 前計画の取り組み状況 .....                 | 10 |
| 第3章 町民の意識と実態 .....                 | 24 |
| 第4章 計画の基本的な考え方 .....               | 32 |
| 1 計画の基本理念 .....                    | 32 |
| 2 基本目標 .....                       | 33 |
| 3 計画の体系 .....                      | 34 |
| 第5章 施策の展開 .....                    | 35 |
| 基本目標1 すべての人が支え合い・助け合うまち .....      | 35 |
| 基本目標2 子どもも大人も学び合い・ふれあえるまち .....    | 45 |
| 基本目標3 安心して暮らせるまち .....             | 53 |
| 第6章 再犯防止の推進（内灘町再犯防止推進計画） .....     | 61 |
| 1 計画策定の背景 .....                    | 61 |
| 2 計画の目的 .....                      | 61 |
| 3 再犯防止を促進するための取り組み .....           | 61 |
| 第7章 権利擁護の推進（内灘町成年後見制度利用促進計画） ..... | 63 |
| 1 計画策定の背景 .....                    | 63 |
| 2 計画の目的 .....                      | 63 |
| 3 権利擁護を促進するための取り組み .....           | 64 |
| 第8章 計画の推進体制 .....                  | 66 |
| 1 計画の推進体制 .....                    | 66 |
| 2 計画の進捗管理・評価 .....                 | 67 |
| 参考資料 .....                         | 68 |
| 1 用語集 .....                        | 68 |
| 2 地域福祉計画策定委員会設置要綱 .....            | 72 |
| 3 地域福祉計画策定委員会名簿 .....              | 74 |
| 4 策定経過 .....                       | 75 |





# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

地域福祉とは、一人ひとりが安心して自分らしい生活を送ることができる地域をみんなでつくっていくことをいいます。

地域福祉を推進するためには、住民・関係団体・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割を果たし、互いに力を合わせる関係を築くことが必要であり、自助・互助・共助・公助の考え方が重要となります。

特に、身近な地域における暮らしのニーズが多様化している中、地域の課題や困りごとに対し、行政だけでなく、地域における住民同士の支え合いや助け合い（互助・共助）を進めていく必要があります。さらに、自助・互助・共助・公助が相互に連携し、補い合いながら、それぞれの役割を果たしていくことが大切です。

内灘町では、地域で暮らすすべての人たちが、受け手・支え手に区分されることなく、お互いの個性や能力を活かし合いながら支え合い、地域の中で暮らし続けることができるまちづくりを目指しています。

## 2 計画の位置づけ

### ① 地域福祉計画と福祉分野の個別計画との関連性

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、内灘町が策定する福祉分野の行動計画の上位計画として位置づけています。

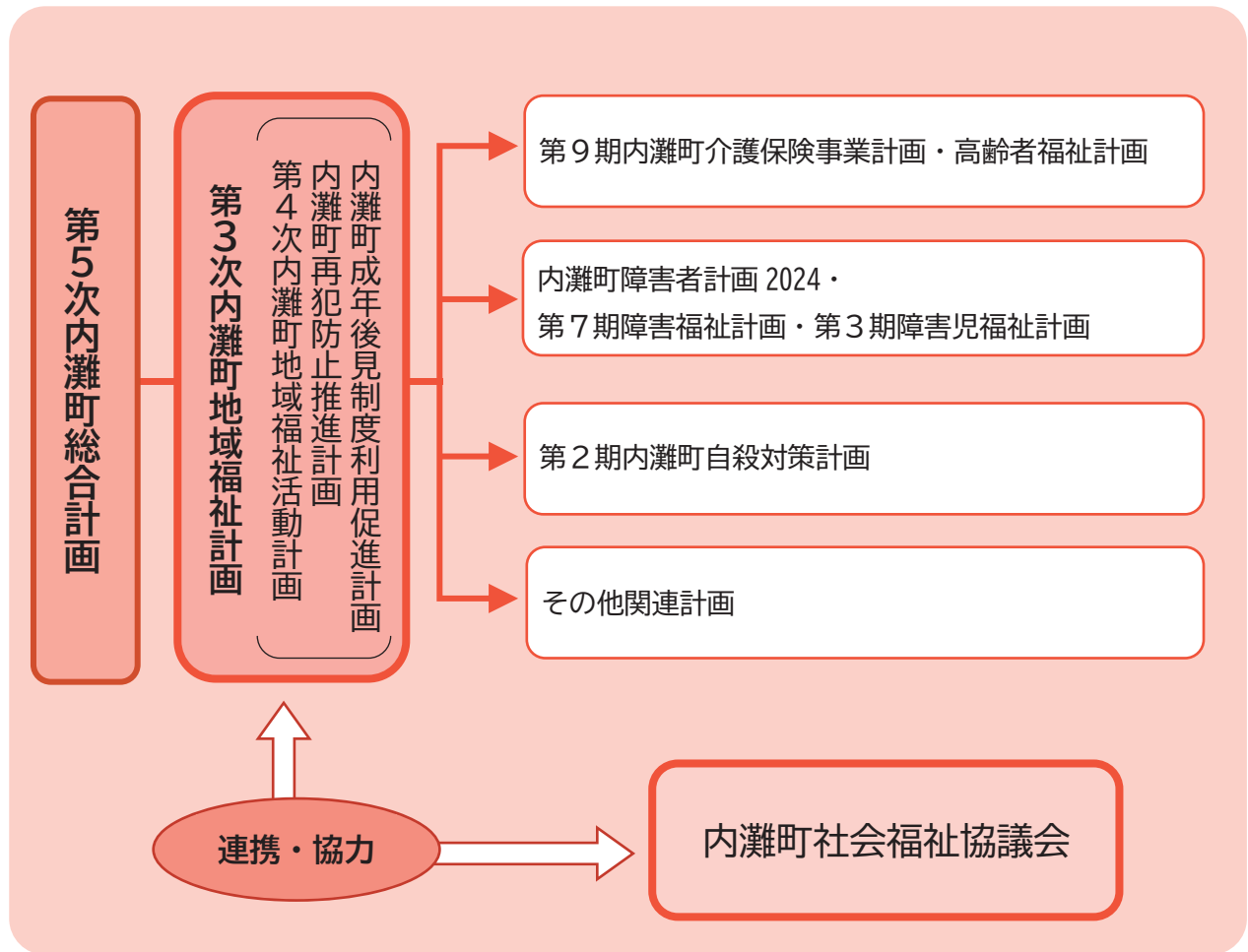
また、社会福祉法第109条の規定に基づく組織である社会福祉協議会の取り組み事項を定めた「地域福祉活動計画」としても位置づけています。「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は車の両輪の関係にあり、連携・協力していく必要があることから「第4次内灘町地域福祉活動計画」としての内容も併せる形で策定し、一体的に取り組めます。

さらに、再犯防止と権利擁護の推進についても、地域福祉との関わりが深いため、本計画に併せて「内灘町再犯防止推進計画」、「内灘町成年後見制度利用促進計画」を策定します。



## ② 他計画との関係

本計画は、内灘町総合計画や福祉関連計画との整合を図っています。



## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年（2024年）度から令和10年（2028年）度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢や制度の見直しなど、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

| 令和元年度<br>2019年度 | 令和2年度<br>2020年度 | 令和3年度<br>2021年度 | 令和4年度<br>2022年度 | 令和5年度<br>2023年度 | 令和6年度<br>2024年度 | 令和7年度<br>2025年度 | 令和8年度<br>2026年度 | 令和9年度<br>2027年度 | 令和10年度<br>2028年度 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 第2次地域福祉計画       |                 |                 |                 |                 | 第3次地域福祉計画       |                 |                 |                 |                  |
|                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                  |

## 第2章 内灘町の現況

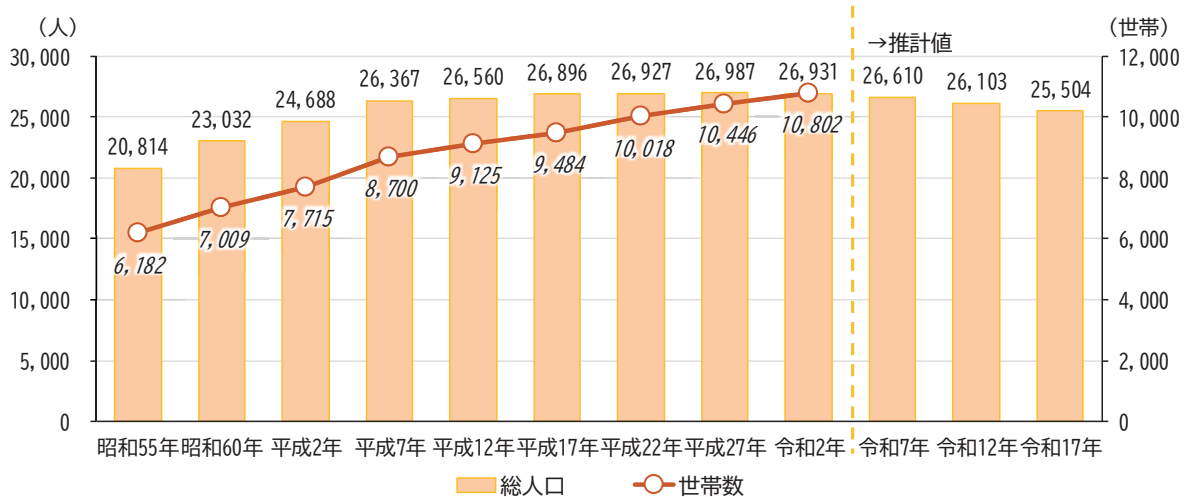


### 1 内灘町の現状

#### ① 人口の推移

内灘町の人口は平成27年の26,987人をピークに緩やかな減少傾向にあり、令和2年には26,931人となっています。今後も人口の減少が予想されており、令和17年には25,504人となる推計です。

図表1 内灘町の人口の推移

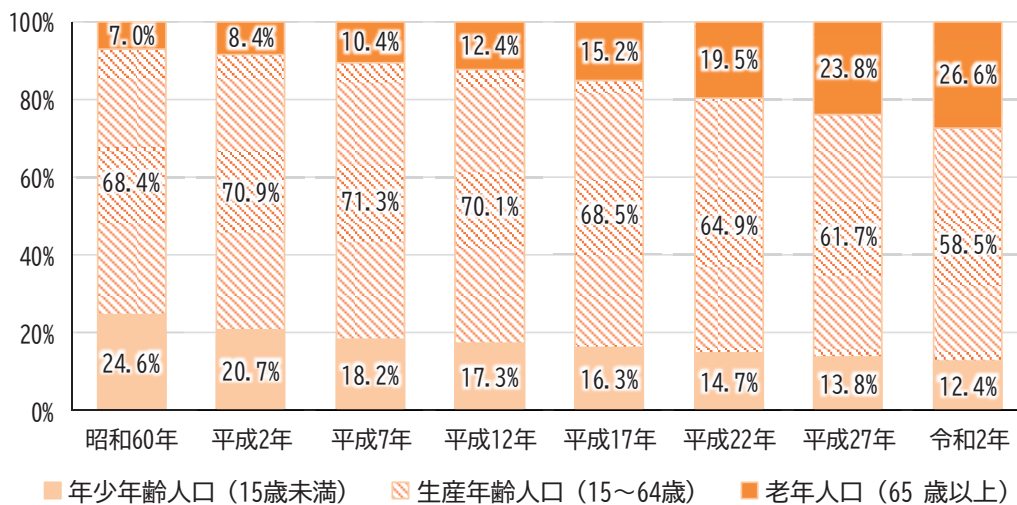


資料：国立社会保障・人口問題研究所（H17～27年は国勢調査による実績値）

#### ② 人口構成

人口構成は15歳未満人口と15～64歳人口は減少傾向にありますが、65歳以上人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

図表2 年齢人口構成の推移

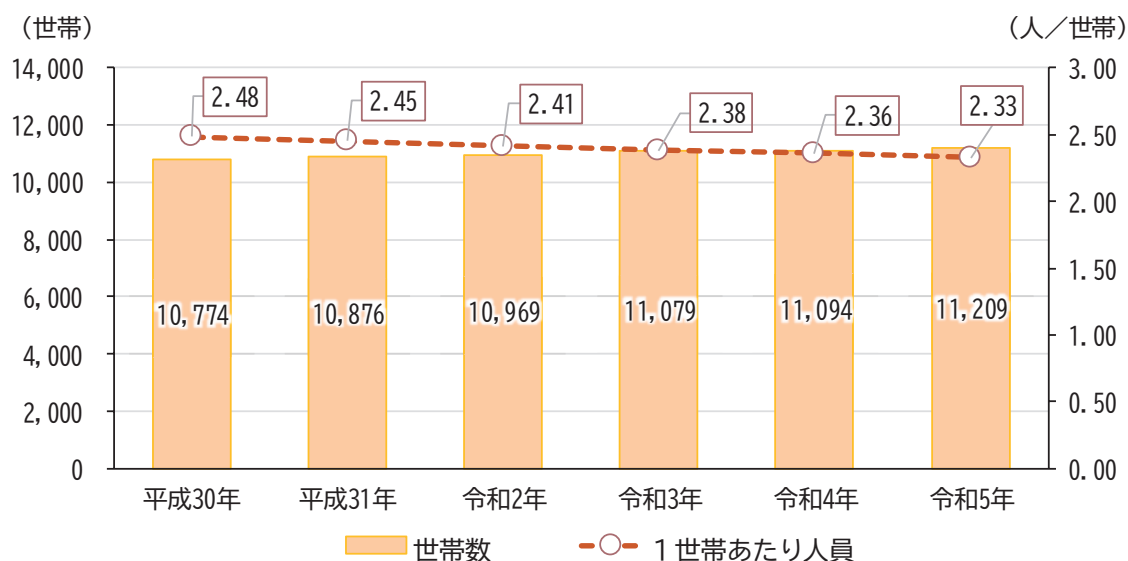


資料：国勢調査（各年10月1日）

### ③ 世帯数の推移

本町の世帯数は増加傾向にあり、令和5年には11,209世帯となっています。一方で、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、令和5年には1世帯あたり2.33人となっています。

図表3 世帯数の推移

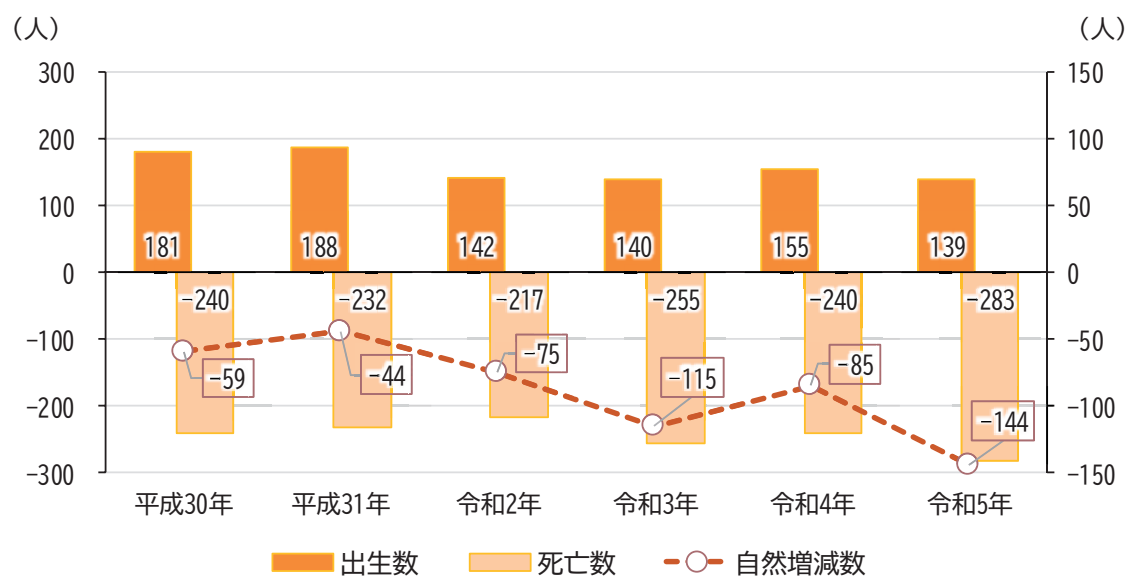


資料：町民福祉部住民課「住民基本台帳」調（各年3月31日）

### ④ 自然動態（出生・死亡）の推移

出生数と死亡数については、いずれの年でも死亡数が出生数を上回る自然減の傾向が続いています。

図表4 自然動態（出生・死亡）の推移

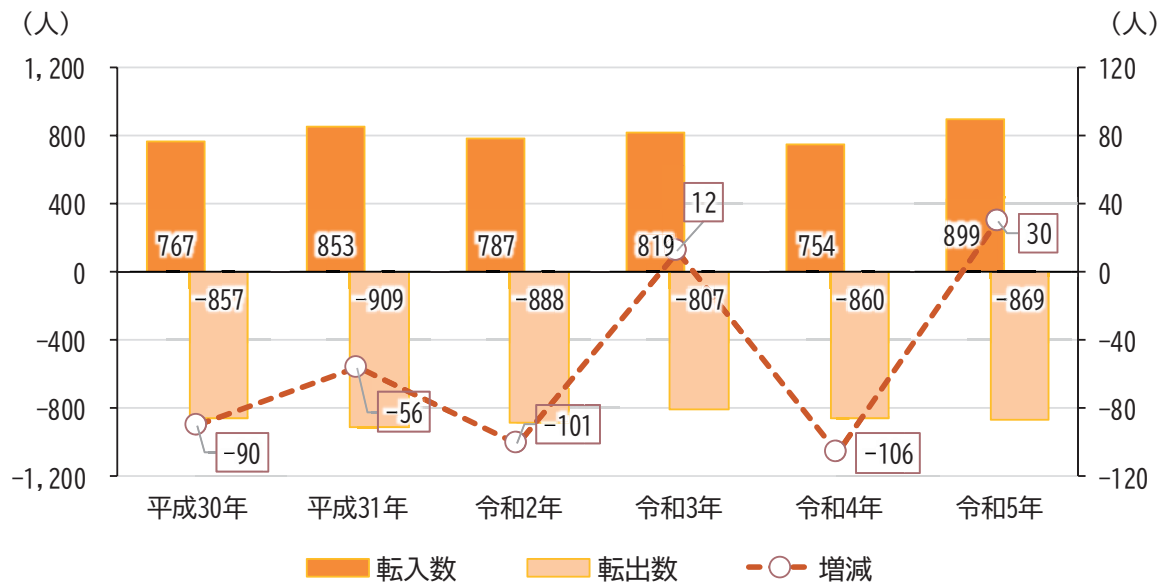


資料：町民福祉部住民課「住民基本台帳」調（各年3月31日）

### ⑤ 社会動態（転入・転出）の推移

転入・転出数については、令和3年・令和5年を除いたいずれの年でも転出数が転入数を上回っています。

図表 5 社会動態（転入・転出）の推移



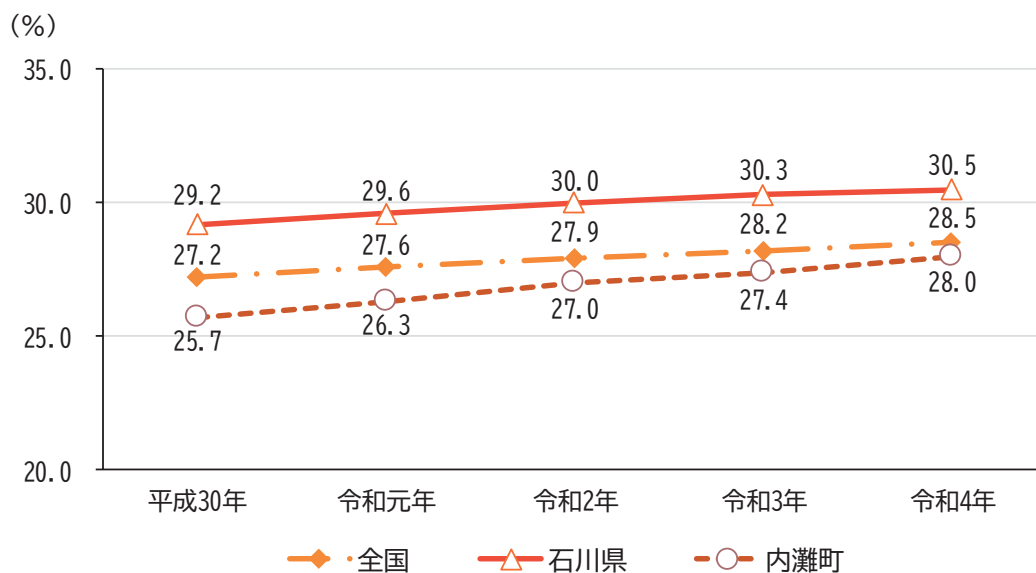
資料：町民福祉部住民課「住民基本台帳」調（各年3月31日）

### ⑥ 高齢化の推移

高齢化率は増加傾向にあり、今後も増加することが予想されます。

全国や石川県と比較すると、本町の高齢化率は低くなっています。

図表 6 高齢化率の推移

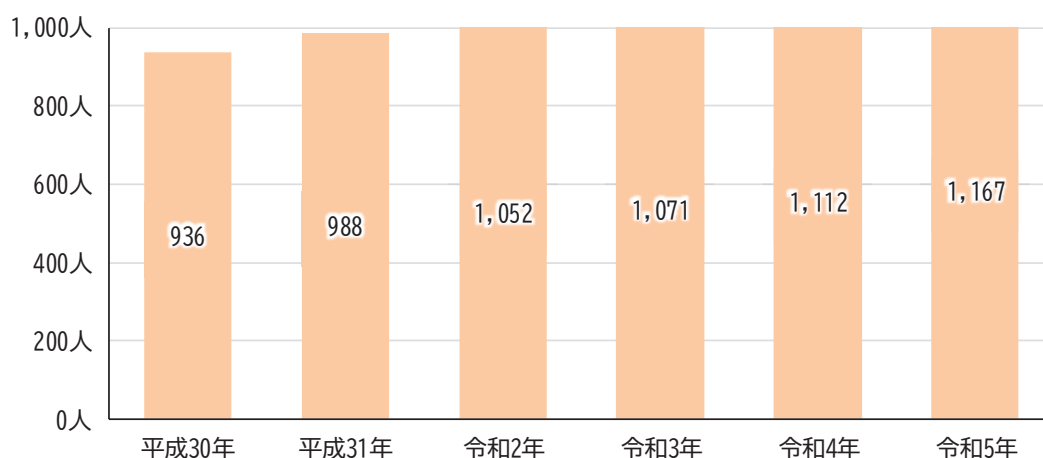


資料：「総務省」住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

## ⑦ ひとり暮らし高齢者の推移

ひとり暮らし高齢者は平成30年から令和5年の6年間で231人増加しており、今後も増加していくことが予想されます。

図表 7 ひとり暮らし高齢者の推移

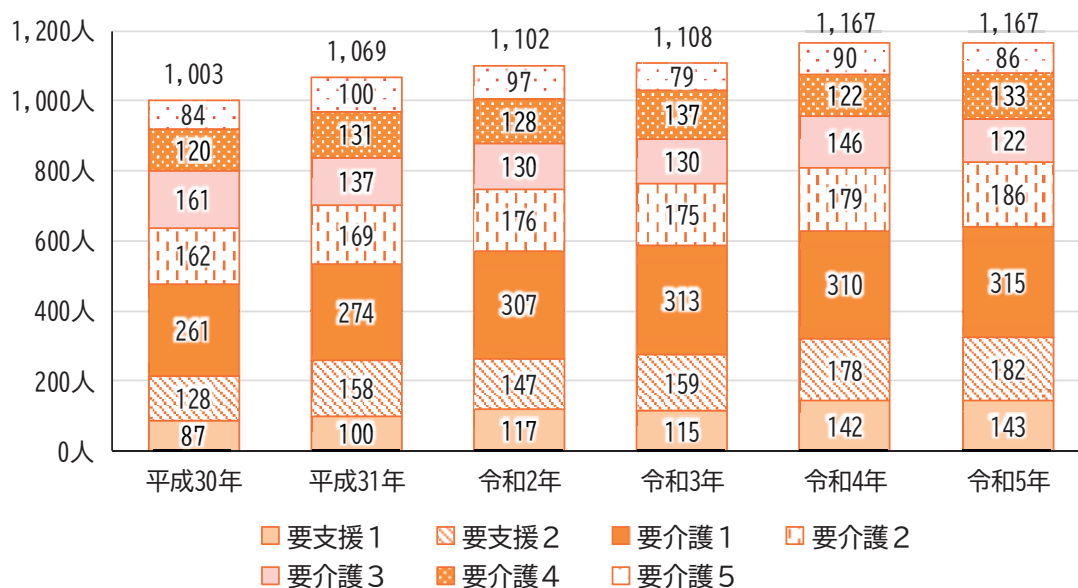


資料：町民福祉部福祉課（各年4月1日）

## ⑧ 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護の認定者数は増加傾向にあり、令和2年以降1,100人を超えています。介護度別でみると、要支援1・2、要介護1は平成30年から令和5年の6年間で50人以上増加しています。

図表 8 要支援・要介護認定者の推移

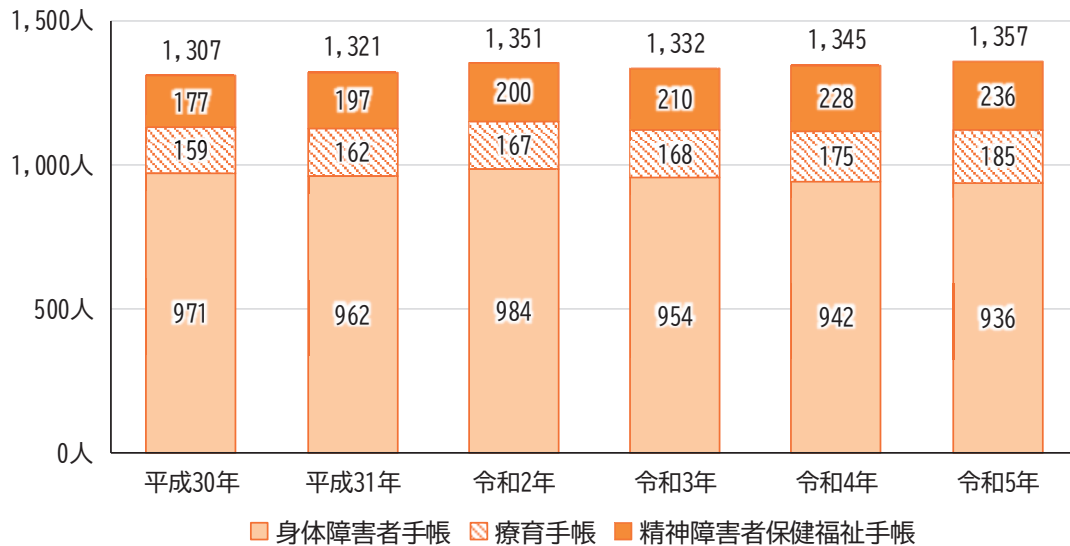


資料：町民福祉部福祉課「介護保険事業状況報告」（各年3月31日）

## ⑨ 障がい者の推移

障害者手帳所持者数は、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、一方で身体障害者手帳は令和2年以降減少傾向にあります。

図表 9 障がい者数の推移

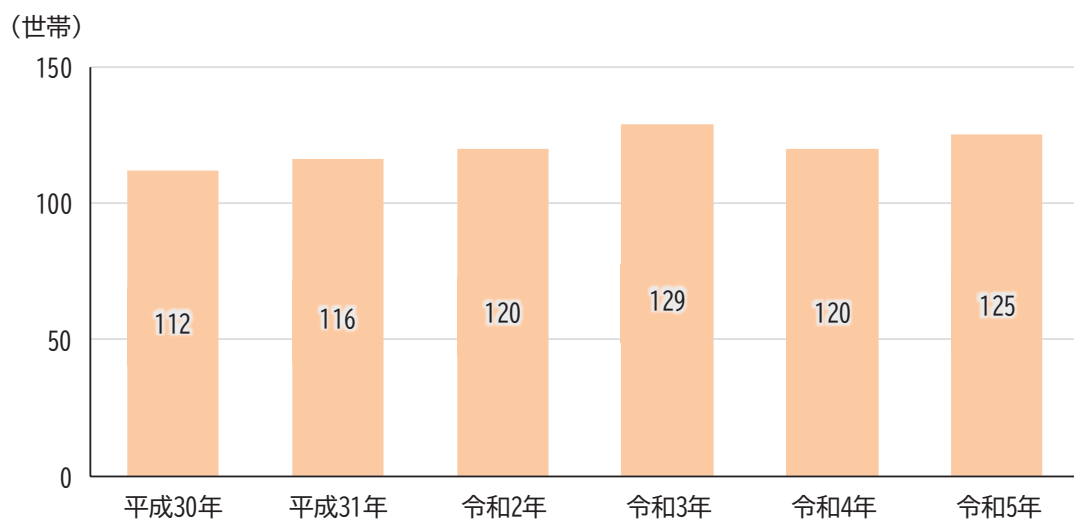


資料：町民福祉部福祉課（各年3月31日）

## ⑩ 生活保護受給者の推移

生活保護の状況は平成30年から令和5年の6年間で13世帯増加しており、令和5年で被保護世帯は125世帯となっています。

図表 10 生活保護受給者の推移

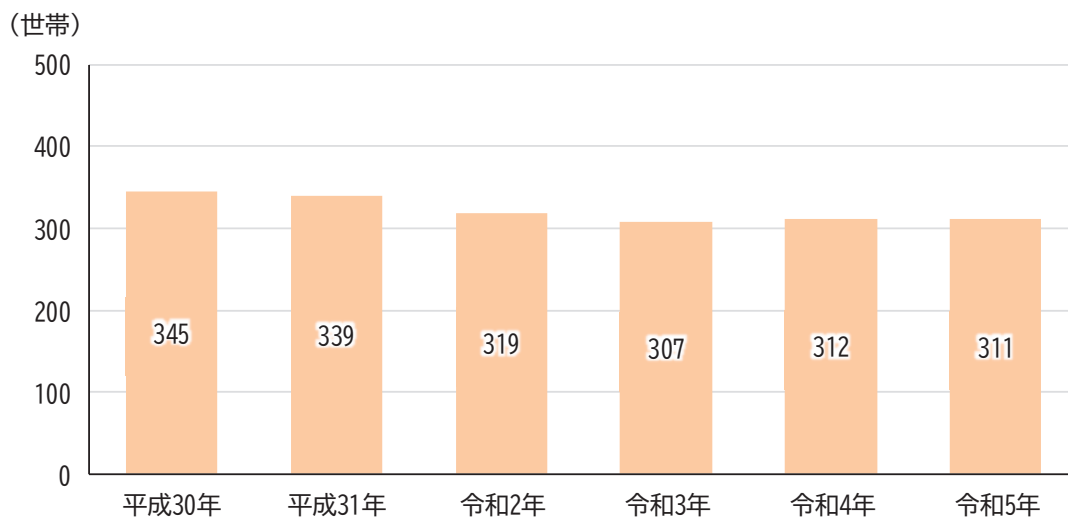


資料：町民福祉部住民課（各年3月31日）

## ⑪ ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯は減少傾向にあり、令和5年には311世帯となっています。

図表 11 ひとり親世帯の推移

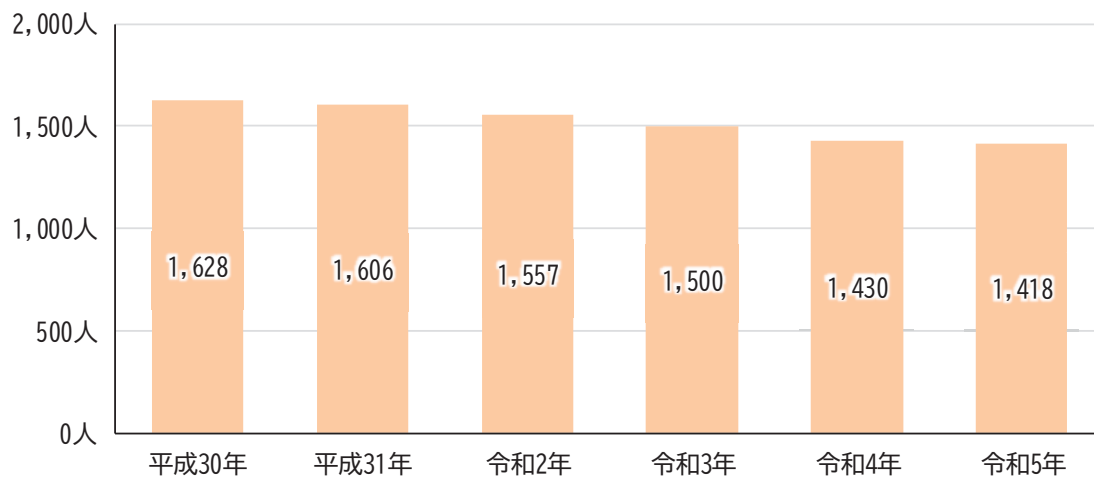


資料：町民福祉部子育て支援課（各年3月31日）

## ⑫ シニアクラブの会員数の推移

シニアクラブの会員数は減少傾向にあり、平成30年から令和5年の6年間で約200人減少しています。

図表 12 シニアクラブの会員数の推移



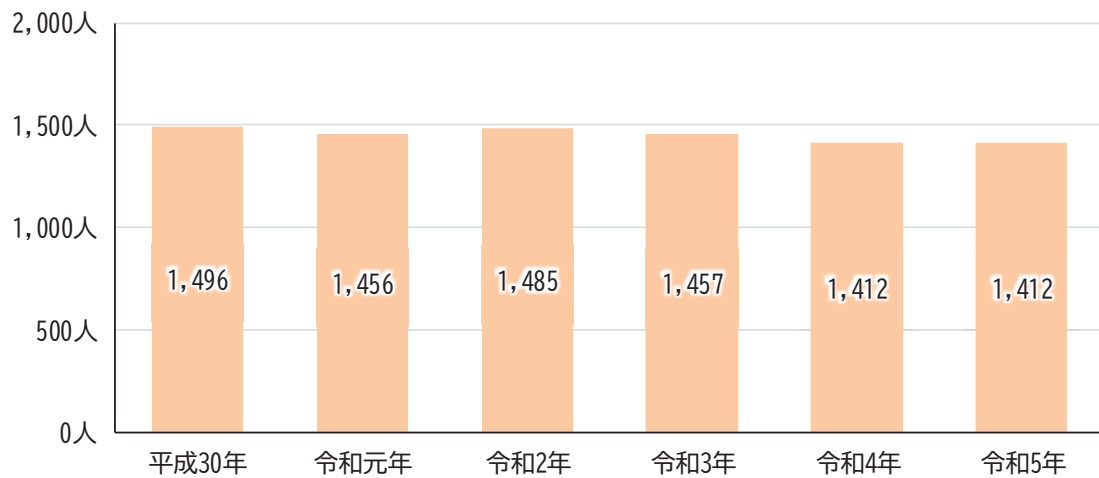
資料：町民福祉部福祉課（各年4月1日）

※シニアクラブ：地域を基礎とする高齢者の自主的な組織で、社会福祉協議会が事務局としてサポートしている。

## ⑬ 小学校の児童数

小学校の児童数はゆるやかな減少傾向にあり、平成30年から令和5年の6年間で約80人減少しています。

図表 13 小学校の児童数の推移

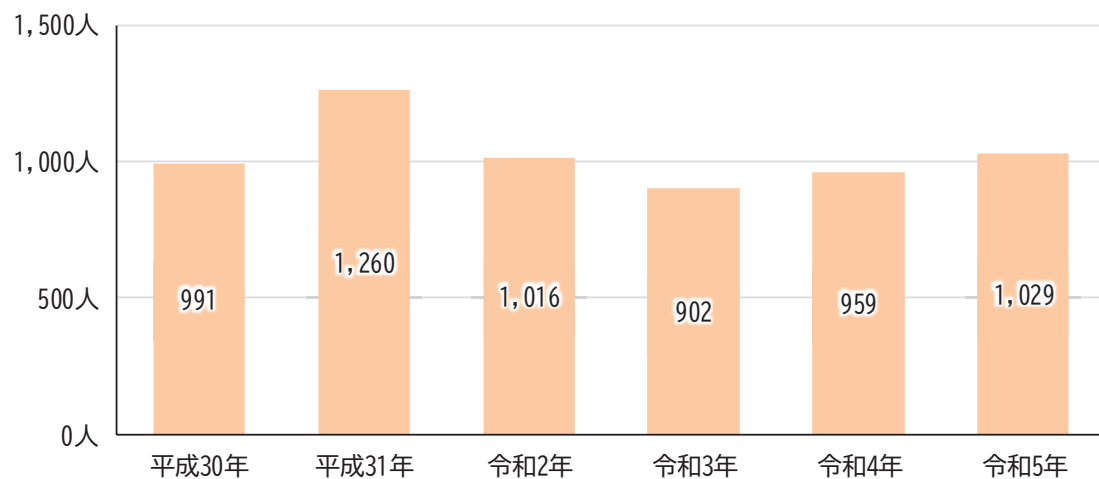


資料：学校基本調査（各年5月1日）

## ⑭ ボランティアの状況

ボランティア保険加入者は、平成31年から令和3年までは減少傾向にありましたが、以降は増加しており、令和5年で1,029人となっています。

図表 14 ボランティア保険加入者の推移



資料：内灘町社会福祉協議会（各年3月31日）

## 2 前計画の取り組み状況

計画最終年度である令和5年（2023年）度におけるその取り組み状況について評価しました。

※各指標の2023年については、策定段階での見込数

### 基本目標1 子どもも大人も学び合い、参加・活躍できるまち

#### 基本施策1 一人ひとりの経験・能力を育み、活かし合う

##### ① 支え合いの心を育む

◆高齢者や障がい者への理解を深めるための福祉研修会を開催します。

###### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

障がいのある当事者の声を反映して研修会を実施している。コロナ禍の影響もあり大人数では難しい。

| 指 標       |    | 2019 年 | 2020 年 | 2021 年 | 2022 年 | 2023 年 |
|-----------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 研修会開催数（回） | 目標 | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      |
|           | 実績 | 3      | 0      | 0      | 2      | 1      |

◆高齢者や障がい者、子ども等、すべての地域住民が交流しながら互いに学び合える場づくりを行います。

###### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

障がい分野に合わせて交流会を実施しているが、まだ把握しきれていない分野があると思われる。

| 指 標       |    | 2019 年 | 2020 年 | 2021 年 | 2022 年 | 2023 年 |
|-----------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 交流会開催数（回） | 目標 | 10     | 10     | 10     | 10     | 10     |
|           | 実績 | 7      | 14     | 6      | 10     | 10     |

◆広報やホームページ等の多様な媒体を通じて、本計画の周知を図ります。

###### 取り組み結果と課題（福祉課）

町ホームページに掲載している。

ホームページのみの情報公開になっているので、広報等の他の媒体でも周知していきたい。

- ◆出前講座や公民館事業等を活用し、住民が興味を持ちやすいテーマで、地域福祉についての講演会やイベント等を開催します。

#### 取り組み結果と課題（文化スポーツ課、総務課）

新型コロナウイルス感染症の影響から例年に比べてイベント等の開催を見送らざるを得なかった。（文化スポーツ課）

出前講座メニューを設定し、ホームページや広報で周知している。（総務課）

- ◆認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症に対する理解を深めます。

#### 取り組み結果と課題（地域包括支援センター）

小学校、スーパーマーケット、郵便局員、一般住民など認知症の方と接する幅広い方に向けて講座を開催した。

【令和3年度6回、令和4年度8回、令和5年度5回（9月末時点）】

## ②経験・能力を活かす

- ◆地域で様々な経験・能力を持つ人材団体の登録を進めるとともに、人材の活動する場の提供に努めます。

#### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

社会福祉協議会だより「たんぼぼ」等の広報で新たな団体の登録につながっている。若い世代をどのように増やすかが課題。

- ◆夏休みを活かしたジュニア体験ボランティア等、親子や若者を含む幅広い世代が気軽に参加・体験できるボランティア講座について、参加者の拡大を図るための工夫を検討するなど、学校と連携し開催します。

#### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

児童に地域の福祉について知ってもらい、感じてもらう良い機会となっている。

また、地域ボランティアと児童をつなげる場にもなっている。

課題としては、夏休み中の学童クラブ参加者だけの体験になっているので、さらに対象を広げていきたい。



- ◆気軽に参加・体験できるよう、社会福祉協議会だより「たんぽぽ」内の「合歓の木コーナー」に、定期的にボランティアに関する情報を発信し、啓発に努めます。

#### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

記事を読んで関心を持った町民から問い合わせに繋がったものもある。  
地域ボランティアの活動を知ってもらう良い場となっている。  
課題としては、限られた紙面のため一度に紹介できるボランティアの数が制限される。  
広報誌以外での発信の方法を工夫したい。

- ◆気軽に参加・体験できるよう、ボランティア登録者に対しては、メール等で定期的にボランティア情報をお届けします。また、ボランティア連絡会に登録されていない団体については、登録への理解促進に努めます。

#### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

不定期ではあるがメール、郵送にてボランティア登録者へ情報を届けた。  
ボランティア連絡会非加入団体への情報提供は数団体に限られた。

- ◆地域のニーズに合ったボランティア（災害、買い物、除雪等）を育成するため、ボランティア養成講座を開催します。また、幅広く受講者を集めるための工夫を検討していきます。

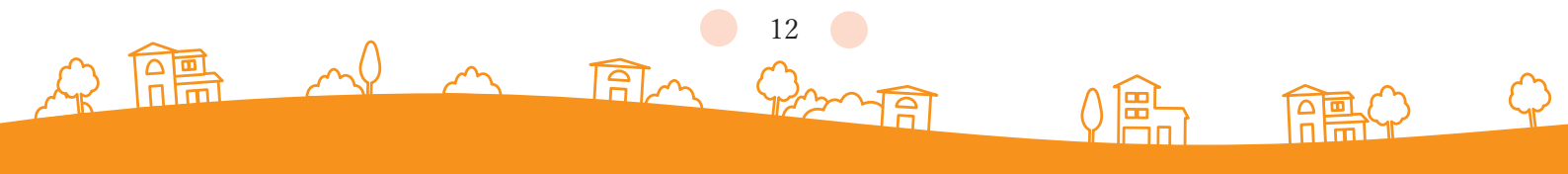
#### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

傾聴、災害など様々なテーマの講座を開催した。平日だけでなく土日にも行うことで、若い世代の参加が増えた。

- ◆様々な分野でボランティアやサークル活動をしている人を支援します。

#### 取り組み結果と課題（文化スポーツ課）

内灘町中・高校生倶楽部ZEROにおいて、スポーツ、文化イベント等の運営にボランティアとして協力する機会を設けたほか、各種文化・スポーツにおいて発表・体験・交流の場を確保し、活動の支援に努めた。



## 基本施策2 地域・世代を超えて元気に参加・活躍する

### ①地域でつながる

- ◆地域のリーダーを発掘するとともに、ネットワーク化を図るため、お互いに情報交換ができる場づくりを支援します。

#### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

地域課題は把握しつつあるが、共有し合う場づくりまでは至っていない。

- ◆専門的な知識を持つための教育・研修を行うとともに、活躍の場として、具体的な目標を設定するなど、リーダーのモチベーションや活動の持続が可能なのかを考慮しながら、地域リーダーの育成を推進します。

#### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

地域リーダーはいるものの、研修会等を開催するまでには至っていない。

- ◆ふれあいいきいきサロン等の地域活動を支援します。

#### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

内灘町全17地区でふれあいいきいきサロンを開催している。

- ◆公民館が地域活動拠点として活用されており、今後も継続的に機能強化を図ります。

#### 取り組み結果と課題（文化スポーツ課）

地域活動拠点としての公民館を順番に改修し、機能強化を図ることができた。

- ◆シニアクラブや女性会、青年部等、地域活動団体が地域で様々な活動を展開できるよう支援します。

#### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会、文化スポーツ課）

連合会の事務局として県内の状況等周知した。また、単位クラブに対しても、行事内容の相談や用具貸出等を行うなど支援した。（社会福祉協議会）

様々な社会教育団体に補助金を支給し、更なる活動展開の支援をすることができた。（文化スポーツ課）



## ②世代を超えてふれあう

- ◆世代間交流を促進するため、各地区のふれあいいきいきサロン等の企画内容の充実を図ります。

### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

参加者のニーズに合わせて実施しているが、開催日が平日の日中であるため世代間交流には結び付きにくい。

- ◆「UTAUMI（うた海）」などのイベント等を通じて世代間交流を促進します。

### 取り組み結果と課題（地域産業振興課）

「UTAUMI（うた海）」は共催事業ではなくなった。

（平成 29 年度～令和元年度までは共催事業）

「内灘町海浜美化清掃」を通じ、世代間交流を促進した。（令和 2 年度・令和 3 年度は中止）

- ◆地区公民館で「わくわく土曜体験教室」等のスポーツや文化などの多彩な教室の開催を通じて、世代間交流を促進します。

### 取り組み結果と課題（文化スポーツ課）

各公民館で「わくわく土曜体験教室」の開催により、世代間交流を促進することができた。

- ◆小学校等の福祉教育の機会を通して、福祉施設と学校、保育園・所等との交流を深めていきます。

### 取り組み結果と課題（子育て支援課、学校教育課）

保育所については、福祉施設との交流はあまりできなかった。（子育て支援課）

小学校の幼保小連携推進事業や中学校の職場体験事業を通して、福祉施設や保育園・所等との交流を図った。（学校教育課）



### 基本施策3 安心して生活できる環境を整備する

#### ①生活環境を整備する

- ◆町会区会の意見を参考に、必要性等を精査し、公共施設や道路環境の整備を進めます。

##### 取り組み結果と課題（都市建設課）

町会等から意見があった際は、必要性を精査したうえで、防犯灯やカーブミラーなどの交通安全施設の更新や設置を行っている。

- ◆買い物や除雪等、生活支援に関するボランティアは、町会区会にニーズを伝えるとともに、実施に向けて町会区会と調整等を行います。

##### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

町会区会と連携し、除雪作業の生活支援を行った。しかし、町会区会との情報共有が不十分な部分も多い。

- ◆買い物や除雪等に関する住民ニーズを把握し、商工会やボランティアとの協働による支援策について検討します。

##### 取り組み結果と課題（地域産業振興課）

未実施。

- ◆運転免許自主返納した高齢者に対し、コミュニティバスの定期券等を交付するなど、高齢者の移動に対する支援を行います。

##### 取り組み結果と課題（総務課）

運転免許自主返納した高齢者に対し、公共交通機関の利用券等を交付し、支援を行っている。



## ②自立を支援する

- ◆制度について周知啓発を図るとともに、的確な相談窓口につなぐことができるよう研修会を開催するなど職員の資質の向上に努めます。

### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

担当者が必要な研修会に参加している。

- ◆相談を通して必要な方には、福祉事務所で実施する生活困窮者自立支援事業等の相談支援事業につなげます。

### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

生活困窮者自立支援事業等の相談支援事業と連携している。



## 基本目標2 すべての人が支え合い・助け合うまち

### 基本施策1 支え合いネットワークをひろげる

#### ①地域で支え合うしくみをつくる

| 指 標              |    | 2019 年 | 2020 年 | 2021 年 | 2022 年 | 2023 年 |
|------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 福祉委員会設置数<br>(地区) | 目標 | 4      | 7      | 11     | 14     | 17     |
|                  | 実績 | 3      | 4      | 5      | 6      | 6      |

- ◆成年後見人制度の周知も含め市民後見人の必要性について周知啓発を図るとともに、的確な相談窓口につなぐことができるよう研修会を開催するなど職員の資質の向上に努めます。

#### 取り組み結果と課題（地域包括支援センター）

町広報誌にて成年後見制度の概要を年1回周知しているが、市民後見人の必要性については言及していない。広報誌は全世帯に配布されているが、文字も小さいことや、数ある記事の中から広く高齢者の目に留まっていないと考えられる。

- ◆家庭や地域では対応が困難であり、公的サービスでも対応できない細かな福祉ニーズを把握し、個別ニーズや地域ニーズの把握及びその対応方法のしくみについては、福祉委員会でも併せて検討をしていきます。

#### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

家庭や地域では対応が困難であり、公的サービスでも対応できない細かな福祉ニーズを把握し、各関係機関やボランティア等の協力を得ながら対応に努めている。相談は地区ごとにバラツキがあると思われる。

- ◆社会福祉協議会で実施している福祉有償運送事業は、複雑化する利用ニーズに対応することなどから、運転ボランティア増員等について見直すとともに、制度自体の見直しを検討していきます。

#### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

コロナ禍で運行範囲を縮小した期間もあったが、現在は通常範囲に戻して運行している。若い世代のドライバーが新たに増えたが、高齢ドライバーの引退もあり、依然ドライバー不足である。

## ②相談支援のしくみを確立する

- ◆ホームページや社会福祉協議会広報誌「たんぽぽ」等、様々な媒体やイベント等の機会を通じて社会福祉協議会が相談窓口を設置していることをPRしていきます。

### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

ホームページ、広報誌での周知に加え、一部の地区でチラシを全戸配布し、相談窓口の設置をPRした。

- ◆住民ニーズに応じたきめ細かな相談を行います。

### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

個別ニーズにその都度丁寧に対応している。

- ◆行政と連携しながら、ニーズ等を把握しやすい企業や団体等とのネットワークの構築について検討していきます。

### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

ニーズを把握しやすい金融機関や郵便局、新聞販売店、牛乳販売店等との連携に努めてきたが、ネットワーク構築までには至っていない。

- ◆介護や子育て、障がい等について、同じ立場で悩みを共有できる仲間づくりを支援します。

### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

障がい等同じ悩みを共有できる場はあるものの、把握しきれていない分野があると思われる。

- ◆生活福祉資金貸付制度、たすけあい金庫事業を通して、経済的自立や更生を図る等相談・生活支援体制を強化します。

### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

必要な方からの相談に応じ、貸付制度を利用して経済的自立、更生を図ることが出来ている。

- ◆社会福祉協議会や行政等の様々な相談窓口を周知します。

### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

ホームページ、広報誌、福祉委員会での周知に加え、一部の地区でチラシを全戸配布し、相談窓口を周知したが、内灘町全体に周知までには至っていない。



◆相談窓口の充実を図り、虐待や生活困窮等の複雑・困難な問題を含め、各分野が連携して適切に対応できるしくみをつくります。

#### 取り組み結果と課題（地域包括支援センター）

総合相談事業を実施しており、高齢者の様々な相談を聞いている。また役場内の関係部署や、県や民間関係機関とも連携を図りながら対応している。

【相談件数：令和3年度 877 件、令和4年度 1,001 件、令和5年度 500 件超（9月末時点）】

◆介護や子育て、障がい等について、同じ立場で悩みを共有できる仲間づくりを支援します。

#### 取り組み結果と課題（地域包括支援センター）

認知症カフェ（月1回）や、介護者のつどい（年1回）を開催しており、同じ立場で悩みを共有できる仲間作りを支援している。

### ③専門的支援を充実する

◆ひとり暮らしの高齢者等情報が届きにくい人に対しては、民生委員やシニアクラブ会員と連携し、必要な公的制度の説明やサービスが届くように配慮します。

#### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

民生委員児童委員協議会は、75歳以上ひとり暮らしの方を対象に定期的な見守り活動の訪問を行い、シニアクラブにおいても、研修会の開催等で必要な情報を届けてきた。各団体が活動しやすいように支援を継続していく。

◆認知症や障がい等により判断能力が不十分な方に対し、公的制度やサービスを利用するために必要な手続や日常生活における金銭管理の支援（福祉サービス利用援助事業）を行います。また、成年後見制度等についても情報提供を行います。

#### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

ケアマネジャー等を通して福祉サービス利用援助事業の周知を行い、支援を行っている。成年後見制度等についても情報提供を行っている。

◆公的制度やサービスでは対応できない困りごとを抱えた人に対し、個別に相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関につなぐなど、継続的な支援を行います。

#### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

公的制度やサービスでは対応できない困りごとを抱えた人に対しては、個別に相談支援を行い、必要に応じて関係機関につないでいる。



◆保健・医療・福祉の公的制度やサービスについて情報提供を行います。

**取り組み結果と課題（地域包括支援センター）**

総合相談事業により、相談者からの主訴を丁寧に聞き取り、ニーズに応じた保健・医療・福祉の情報提供を行っている。また必要に応じて関係機関との連携を図っている。

◆認知症や障がい等により判断能力が不十分な方に対し、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業について情報提供を行います。

**取り組み結果と課題（地域包括支援センター）**

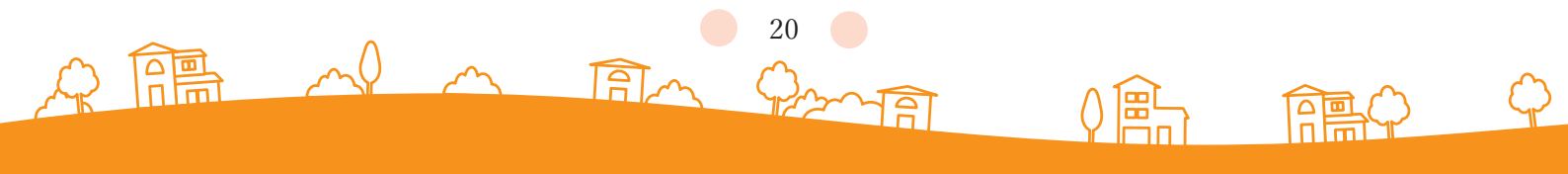
総合相談事業の中で認知症等により権利擁護の支援が必要な方に対しては、成年後見制度等へつないでいる。しかし、その方が必要な制度の利用につながらず支援に行き詰まるケースがある。認知症等により判断能力が不十分な方の意思決定支援を支える体制が必要と考える。

◆保健・医療・福祉の連携を図ります。高齢になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、在宅医療と介護の連携を強化します。

**取り組み結果と課題（地域包括支援センター）**

内灘町における医療と介護の連携を推進することにより医療・介護の多職種でグループワーク等を行い、連携を強化している。【令和3年度2回116名、令和4年度2回162名】

救急キットを活用（75歳以上ひとり暮らし）することで、緊急連絡先等を医療機関に伝えられるよう整備している。



## 基本施策2 緊急時等の見守りネットワークをひろげる

### ①災害に備える

- ◆地域や行政と協力して災害時に支援が必要な人の把握に努めます。

#### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

地域や行政と協力して災害時に支援が必要な人の把握に努めてきたが、十分ではないと思われる。

- ◆災害時の見守りと日頃の見守りは通じていることなどの共助の考え方について周知啓発を行い、自主防災組織や福祉委員会等と連携しながら、地域に応じた見守りを推進します。

#### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

災害時の見守りと日頃の見守りは通じていることなどの共助の考え方について、周知啓発を行うことができた。また、自主防災組織や福祉委員会等と連携しながら、地域に応じた見守りを推進しているが、十分ではない。

- ◆災害ボランティアセンター設置訓練を定期的に行います。また、災害ボランティア養成講座を開催し、災害ボランティアの育成に努めます。

#### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

災害ボランティアセンター設置訓練（年1回）を行っている。また、災害ボランティアに関する講座を行い、内灘町災害ボランティアセンター運営スタッフボランティアへの登録を呼び掛けている。

- ◆様々な災害発生時に備え、対策をとります。

#### 取り組み結果と課題（総務課）

災害発生時に備え、必要な物を備蓄するなど対策を実施している。

- ◆福祉避難所の数を必要に応じて増やし、災害発生時に的確な対応ができるよう努めます。

#### 取り組み結果と課題（総務課）

町内で福祉避難所として受入可能な施設は4施設あるが、十分ではないと思われる。

- ◆自主防災組織に対して、地域の防災活動に関する支援を継続します。

#### 取り組み結果と課題（総務課）

未実施。



- ◆個人情報の適正な扱いについて住民に周知し、地域の見守り活動をサポートします。

#### 取り組み結果と課題（総務課）

個人情報の適正な扱いについて住民に周知し、地域の見守り活動をサポートしている。

## ②犯罪・事故に備える

- ◆地域の犯罪・事故に備えるため、警察や町と連携し、防犯ボランティアを支援します。

#### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

町会区会とは情報交換を行うが、警察との連携は少ない。

- ◆安全・安心にボランティア活動を行えるよう、ボランティア保険の加入を促進します。

#### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

ボランティア保険について情報提供、加入手続きを行っている。

- ◆ふれあいいきいきサロン等、あらゆる機会を通じて、犯罪や事故に備える大切さを周知します。

#### 取り組み結果と課題（社会福祉協議会）

ふれあいいきいきサロンでは、定期的に警察や消防署の協力のもと、犯罪や事故、火事を防ぐ研修会を開催している。

- ◆警察等と協力して、防犯教室を実施するなど、防犯知識の取得とともに、防犯意識が高くなるように努めます。

#### 取り組み結果と課題（総務課）

警察と連携し、防犯教室を実施している。

- ◆防犯カメラや外灯、カーブミラーの設置等、安心・安全な環境整備を進めます。

#### 取り組み結果と課題（都市建設課）

町会等から要望があった際などに随時、防犯灯やカーブミラーなどの交通安全施設の更新や設置を検討している。



## 【参考指標】

基本目標と関連した数値目標に加えて、計画を推進する上で関連する項目を、目標指標の補助的な指標として参考指標として設定しました。

- ◆高齢者や障がい者、子ども等、すべての地域住民が交流しながら互いに学び合える場づくりを行います。

| 指 標        |    | 2019 年 | 2020 年 | 2021 年 | 2022 年 | 2023 年 |
|------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 学びの場開催数（回） | 目標 | 12     | 12     | 12     | 12     | 12     |
|            | 実績 | 13     | 15     | 15     | 10     | 17     |

- ◆イベント・行事の企画等を通じて世代間交流を促進します。

| 指 標                 |    | 2019 年 | 2020 年 | 2021 年 | 2022 年 | 2023 年 |
|---------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 世代間交流イベント・行事開催回数（回） | 目標 | 20     | 20     | 20     | 20     | 20     |
|                     | 実績 | 36     | 15     | 9      | 6      | 40     |

※文化スポーツ課（わくわく土曜体験教室等）と社会福祉協議会（料理サロン等）のイベントを併せた数

- ◆住民ニーズに応じたきめ細かな相談を行います。

| 指 標       |    | 2019 年 | 2020 年 | 2021 年 | 2022 年 | 2023 年 |
|-----------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延べ相談回数（回） | 目標 | 1,200  | 1,200  | 1,200  | 1,200  | 1,200  |
|           | 実績 | 1,432  | 1,209  | 1,477  | 1,641  | 1,800  |

- ◆バスや電車等の公共交通機関の利用が困難な障がいがある人や要介護高齢者を対象とした運転ボランティアによる移送サービスを提供します。

| 指 標       |    | 2019 年 | 2020 年 | 2021 年 | 2022 年 | 2023 年 |
|-----------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延べ利用件数（件） | 目標 | 1,500  | 1,500  | 1,500  | 1,500  | 1,500  |
|           | 実績 | 626    | 389    | 302    | 322    | 132    |

- ◆介護や子育て、障がい等について、同じ立場で悩みを共有できる仲間づくりを支援します。

| 指 標       |    | 2019 年 | 2020 年 | 2021 年 | 2022 年 | 2023 年 |
|-----------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 交流会開催数（回） | 目標 | 60     | 60     | 60     | 60     | 60     |
|           | 実績 | 48     | 50     | 35     | 68     | 76     |

- ◆災害ボランティアを養成のため災害ボランティア講座を開催します。

| 指 標      |    | 2019 年 | 2020 年 | 2021 年 | 2022 年 | 2023 年 |
|----------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 講座開催数（回） | 目標 | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      |
|          | 実績 | 3      | 2      | 1      | 1      | 1      |

## 第3章 町民の意識と実態



### ① 調査の概要

#### 1. 調査の目的

内灘町では、町民の皆様が健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、令和5年度に第3次地域福祉計画を策定します。

この調査は、町民の皆様が抱える地域課題を特定することや、今後の取り組み、目標設定に活用することを目的に実施しました。

#### 2. 調査対象及び調査方法

|        | 町民アンケート       | 民生・児童委員アンケート |
|--------|---------------|--------------|
| 調査地域   | 内灘町全域         | 内灘町全域        |
| 調査対象   | 18歳以上の内灘町民    | 民生委員・児童委員    |
| 標本数    | 1,000人        | 60人          |
| 標本抽出方法 | 住民基本台帳から無作為抽出 | 委員全て         |
| 調査期間   | 令和5年7月        | 令和5年7～8月     |
| 調査方法   | 郵送配布・郵送回収     | 郵送配布・郵送回収    |

#### 3. 調査票の回収状況

|              | 配布数    | 有効回答数 | 有効回答率 |
|--------------|--------|-------|-------|
| 町民アンケート      | 1,000件 | 429件  | 42.9% |
| 民生・児童委員アンケート | 60件    | 46件   | 76.7% |

#### 4. 調査結果の見方

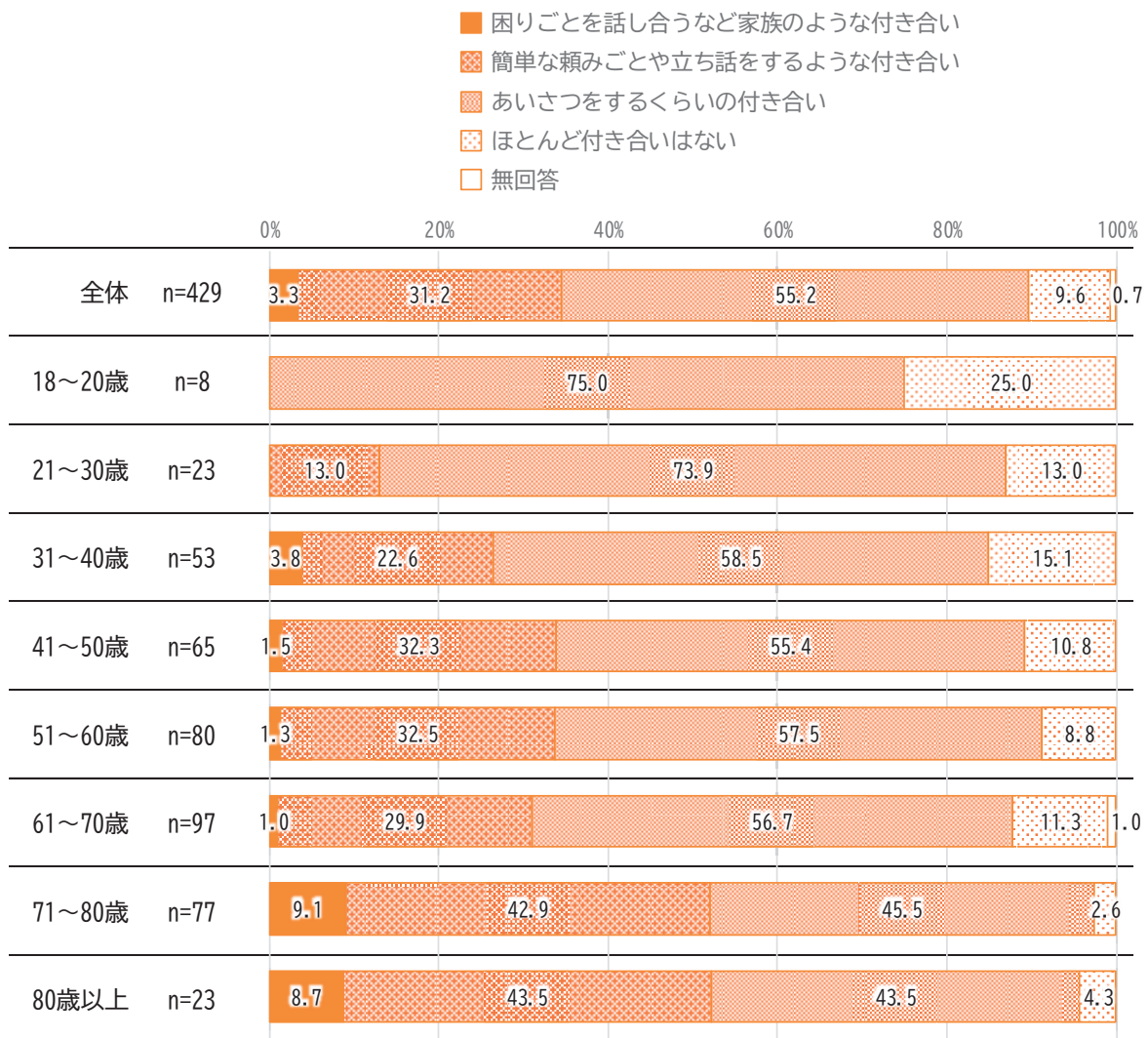
- ・回答比率は各質問の回答者数を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・帯グラフにおいて、割合が0.0%であった場合、表示を省略しています。
- ・調査結果を図表で表示していますが、クロス集計の表は、「無回答」を除いて最も高い割合の値を濃オレンジ、二番目に高い割合の値をオレンジ、三番目に高い割合の値を薄オレンジで網かけしています。

## ② 調査結果

## 1. 近所づきあい

近所との付き合いは、全体でみると「あいさつをするくらいの付き合い」（55.2％）が最も多く、次いで「簡単な頼みごとや立ち話をするような付き合い」（31.2％）、「ほとんど付き合いはない」（9.6％）となっています。

年齢別でみると、71歳以上で「困りごとを話し合うなど家族のような付き合い」が他の年齢と比べて多くなっています。反対に40歳以下では「ほとんど付き合いはない」が他の年齢と比べて多くなっています。



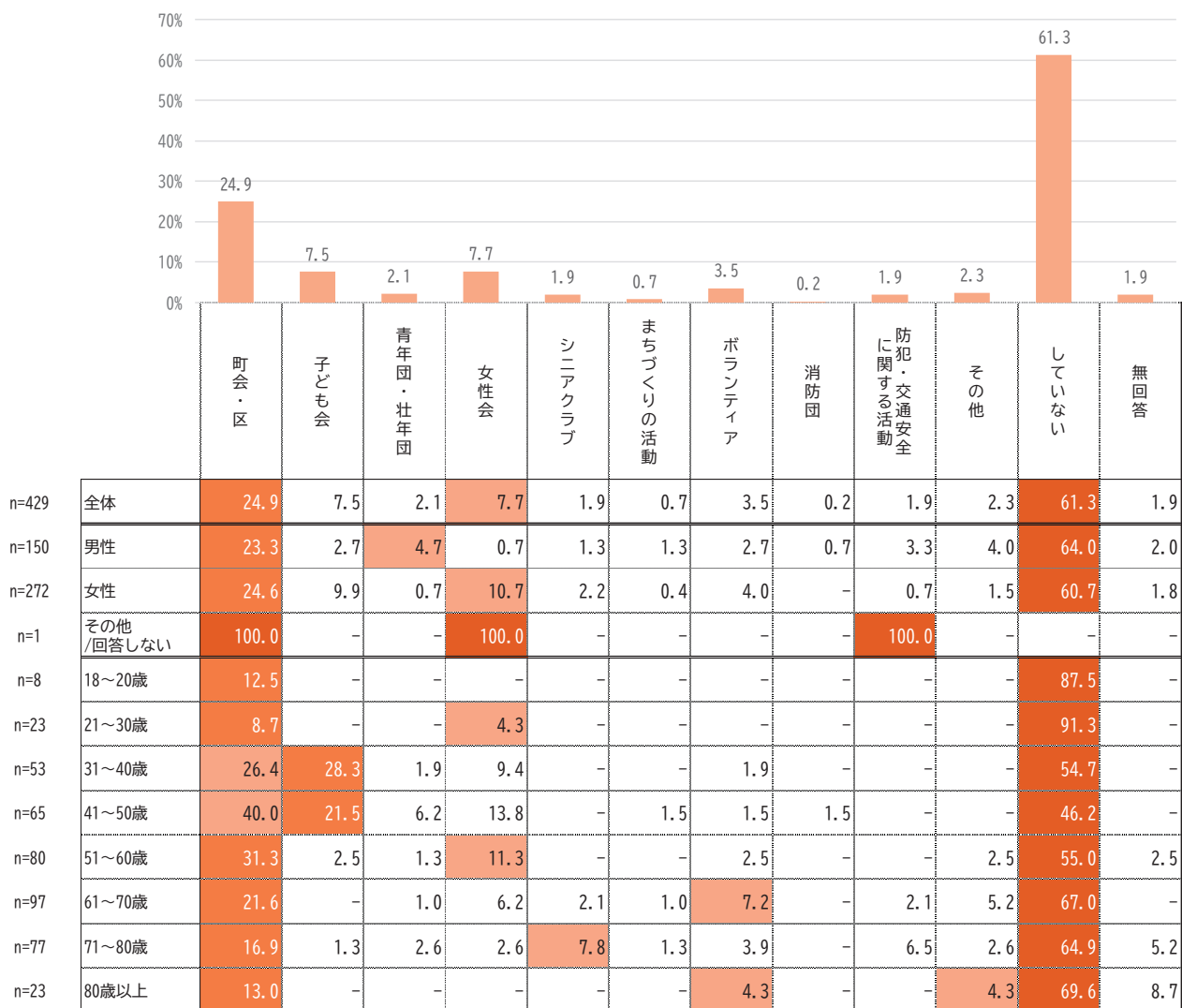
(町民アンケート)

※年齢区分無回答：n＝3

## 2. 地域活動

行っている地域での活動は、全体でみると「していない」(61.3%)が最も多く、次いで「町会・区」(24.9%)、「女性会」(7.7%)となっています。

性別・年齢別でみると、性別の“その他/回答しない”を除いたすべての属性で「していない」が最も多くなっています。31～50歳では「子ども会」、41～60歳で「女性会」がそれぞれ他の属性と比べて多くなっています。

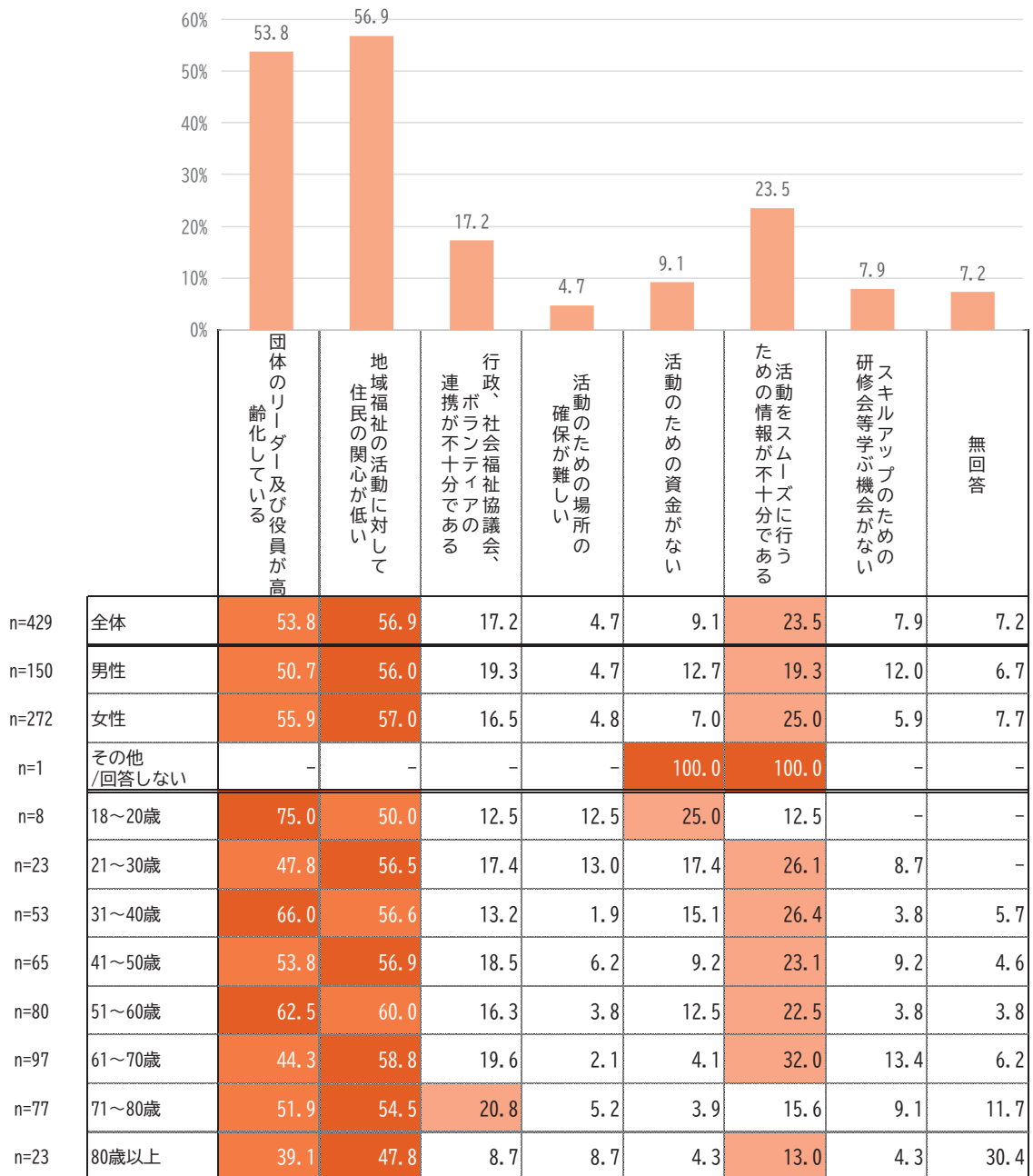


(町民アンケート)

※性別区分無回答：n = 6、年齢区分無回答 n = 3

地域活動の問題点は、全体でみると「地域福祉の活動に対して住民の関心が低い」(56.9%)が最も多く、次いで「団体のリーダー及び役員が高齢化している」(53.8%)、「活動をスムーズに行うための情報が不十分である」(23.5%)となっています。

性別・年齢別でも、大きな差はみられません。



(町民アンケート)

※性別区分無回答：n = 6、年齢区分無回答 n = 3

### 3. 福祉に求めること

福祉に求めるものは、全体でみると「手当てなど金銭的な支援」(42.4%)が最も多く、次いで「情報提供や相談窓口の充実」(37.1%)、「在宅福祉サービスの充実」(29.4%)となっています。

年齢別でみると、60歳以下では「手当てなど金銭的な支援」が最も多くなっているのに対し、61～70歳では「情報提供や相談窓口の充実」、71歳以上では「在宅福祉サービスの充実」がそれぞれ最も多くなっています。

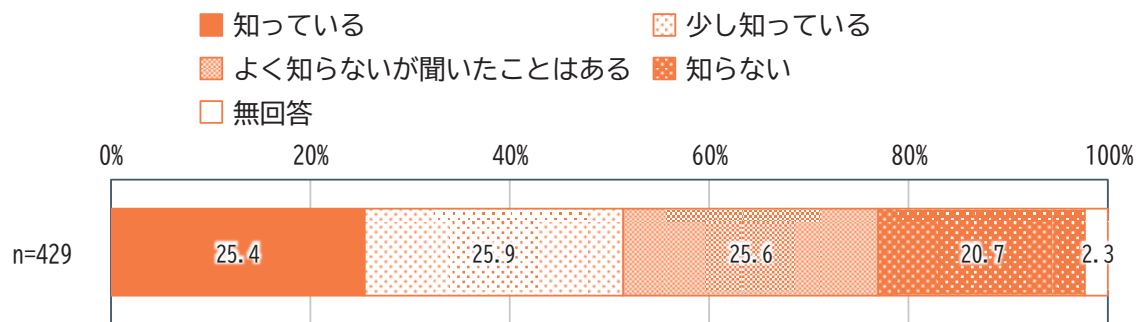


(町民アンケート)

※性別区分無回答：n = 6、年齢区分無回答 n = 3

#### 4. 成年後見制度の認知度

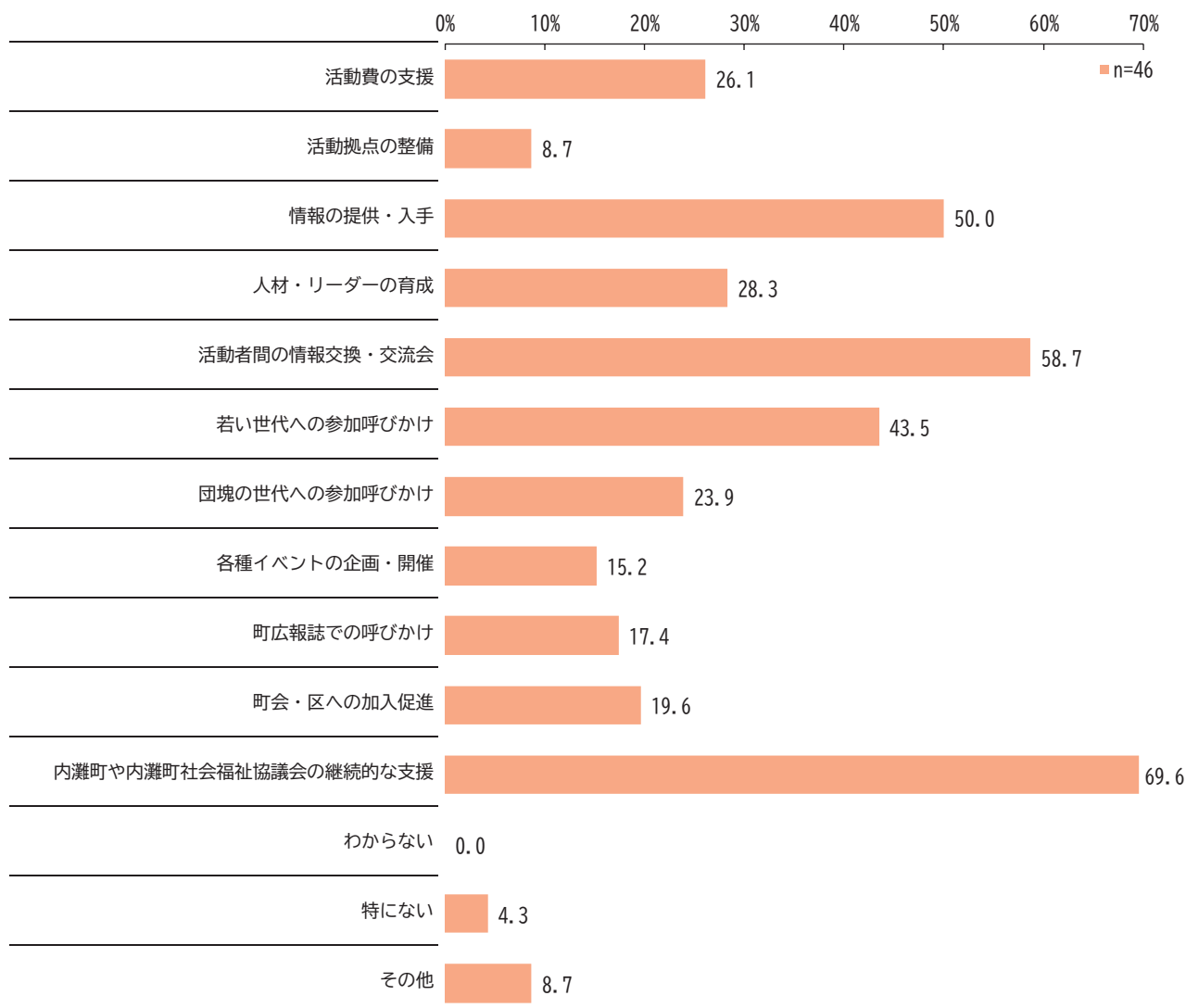
成年後見制度の認知度は、全体でみると「少し知っている」(25.9%)が最も多く、次いで「よく知らないが聞いたことはある」(25.6%)、「知っている」(25.4%)となっています。



(町民アンケート)

## 5. 地域活動の輪を広げるために必要なこと

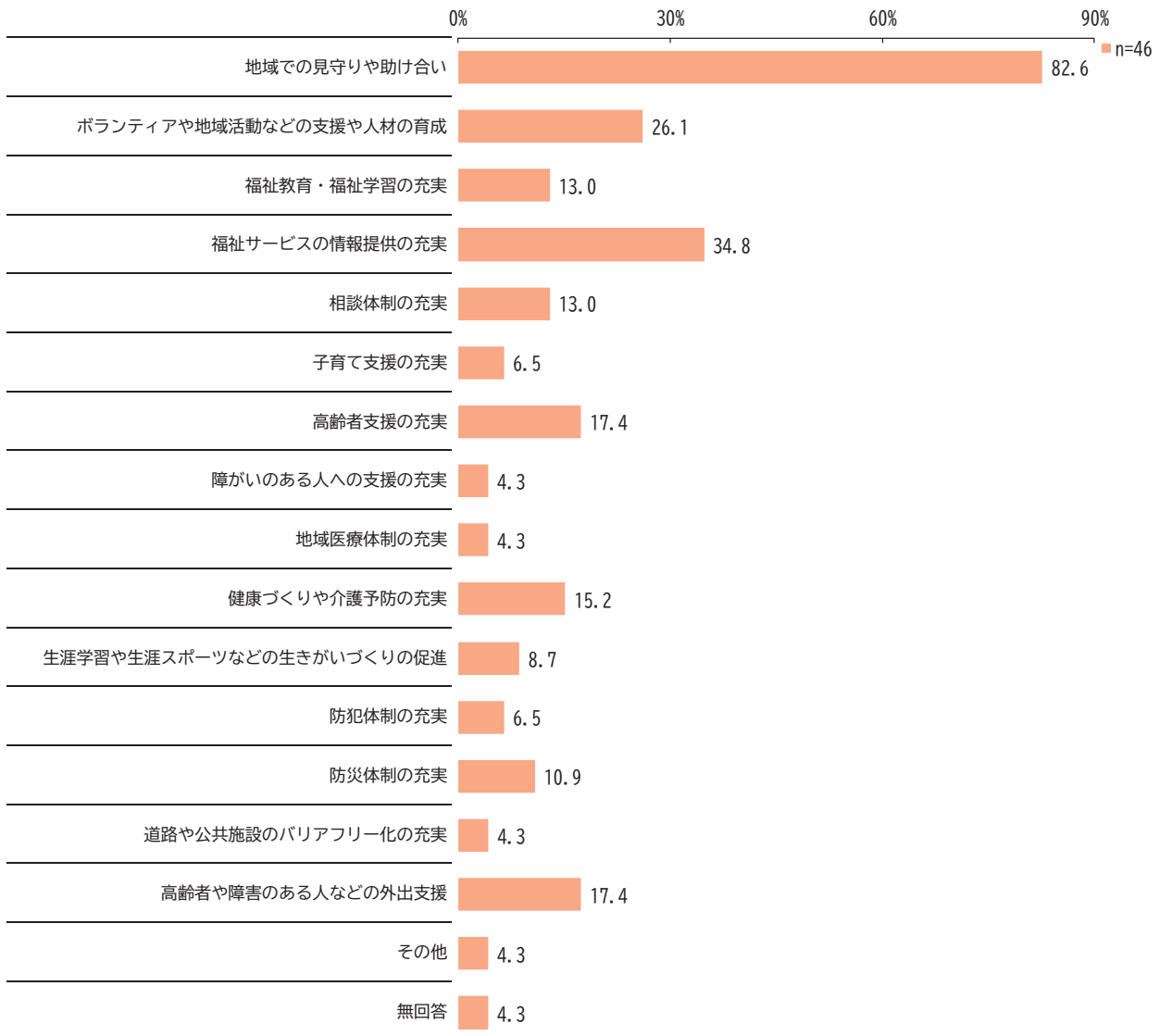
地域活動の輪を広げていくために必要だと思うことは、「内灘町や内灘町社会福祉協議会の継続的な支援」(69.6%)が最も多く、次いで「活動者間の情報交換・交流会」(58.7%)、「情報の提供・入手」(50.0%)となっています。



(民生・児童委員アンケート)

## 6. 地域で安心して暮らすために必要なこと

地域で安心して暮らしていくために必要だと思うことは、「地域での見守りや助け合い」（82.6%）が最も多く、次いで「福祉サービスの情報提供の充実」（34.8%）、「ボランティアや地域活動などの支援や人材の育成」（26.1%）となっています。



（民生・児童委員アンケート）

## 第4章 計画の基本的な考え方



### 1 計画の基本理念

#### 地域の一人ひとりが元気で、 思いやりと安心が広がるまち うちなだ

この計画の主役は町民の皆さんです。地域での日頃の見守りや災害時の助け合い、行政、社会福祉協議会、町内会の役員や民生委員等の限られた人たちだけでなく、より多くの人が学び・気づき・育み・関わることが重要です。

#### ◆ 近年の地域福祉の動向を踏まえ、計画を策定

平成30年施行の改正社会福祉法では、地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置付けられ、あわせて示された「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」に沿った内容での策定が努力義務となりました。

また、令和3年施行の改正社会福祉法により、地域共生社会の実現に向けた「重層的支援体制整備事業」が創設され、「属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施による包括的な支援体制の整備が求められています。

#### 近年の国の主な流れ

○少子高齢化・人口減少社会の進行

○高齢者のみの世帯や高齢者ひとり暮らし世帯の増加、社会保障関係経費の増加

○高齢者・子育て世代・障がい者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化(ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、孤独・孤立、ヤングケアラー、老老介護、ひきこもり、8050問題、虐待、ごみ屋敷問題など)

○大規模自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行

これらの状況を踏まえ・・・



○福祉は「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」を実現することが必要です。

○「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むしくみを地域でつくり、市町村には、地域で把握した課題を、縦割りではなく「丸ごと」受け止める包括的な相談支援の体制整備が求められています。

○分野・制度ごとに分かれている相談支援等を一体的に実施していく重層的な支援体制の整備が必要となっています。



## 2 基本目標

本計画の基本理念である「地域の一人ひとりが元気で、思いやりと安心が広がるまち うちなだ」の実現を目指して、以下の3つの基本目標を踏まえながら、その達成に向けて各種施策を進めていきます。

### 基本目標1 すべての人が支え合い・助け合うまち

多様化・複雑化する生活課題に『包括的に』対応するため、誰もが福祉等に関する必要な情報が得られるよう、わかりやすい情報提供に努めるとともに、身近なところで気軽に相談できる体制や相談窓口間の連携を促進し、適切な支援につなげます。また、地域の防災・防犯体制の強化を図り、安全・安心な地域づくりを推進します。

### 基本目標2 子どもも大人も学び合い・ふれあえるまち

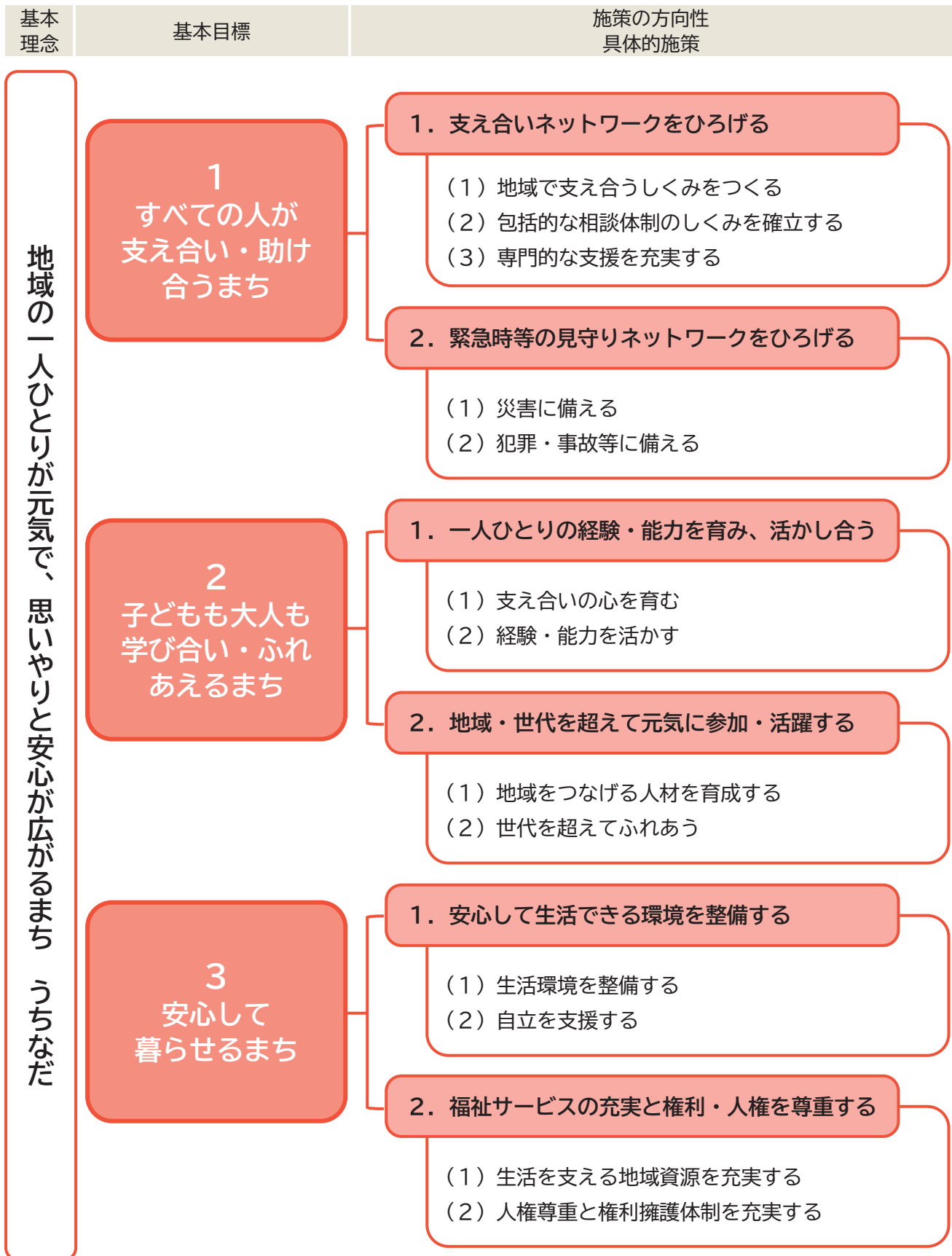
町内にある地区公民館、内灘海岸等の地域資源を活用し、高齢者や障がいのある人、子どもから大人との交流の機会や多様な福祉教育の充実を進めます。また、交流の機会では知識、経験等を共有し、次の世代に繋げていくような取り組みを進めます。

### 基本目標3 安心して暮らせるまち

誰もができる限り住み慣れた地域で自分らしく安心した生活を継続していくためには、困りごとを抱えた人が、身近な支え合いの関係から早期に支援できるようにすることが大切です。町民や役場、社会福祉協議会その他関係機関が連携して、地域の課題の解決に向けて取り組むまちになることを目指します。



### 3 計画の体系



## 第5章 施策の展開



### 基本目標 1 すべての人が支え合い・助け合うまち

#### 基本施策 1 支え合いネットワークをひろげる

##### (1) 地域で支え合うしくみをつくる

###### 現状と課題

地域住民が抱える生活課題や福祉課題等、地域における身近な問題を明らかにするためには、そこで暮らす住民の視点が大切となります。個人や地域の課題について住民同士が議論し、課題やニーズを共有し、課題解決の方法等を地域の力で見出すことが地域福祉の推進のためには必要です。

町広報誌にて成年後見制度の概要を年1回周知していますが、市民後見人の必要性については言及していない状況です。また、広報誌は全世帯に配布されていますが、文字も小さく数ある記事の中から広く高齢者の目に留まっていないと考えられます。

###### 今後の目標

住民の困りごとを地域で共有し、解決に向けて住民が主体的に取り組むしくみを作ります。  
公的制度でも対応できない福祉ニーズに対応します。



###### そのための行動指針

- ◆地域で話し合う場を設け、必要な支援を行います。
- ◆広報活動の内容を見直し、より多くの方へ周知を図ります。

## 具体的な取り組み

### 町・社会福祉協議会の取り組み

|   | 内 容                                                                                                                                            | 担当部署                         |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 1 | 地域住民が困りごとを話し合い、解決に向けて主体的に取り組むしくみ、支援を必要とする人を日頃から見守るしくみとして、町会区会単位での福祉委員会の設置拡大を目指します。なお、設置にあたっては、町会区会の負担が増加することがないような設置方法や運営方法について町会区会と検討をしていきます。 | 社会福祉協議会                      |
| 2 | 高齢者の通いの場等で成年後見制度についての講座等を実施し、高齢者自身が任意後見や成年後見等について将来の見通しを持って自らの権利を守ることを考えるきっかけをつくるとともに、的確な相談窓口につなぐことができるよう研修会を開催するなど職員の資質の向上に努めます。              | 福祉課<br>地域包括支援センター            |
| 3 | 家庭や地域では対応が困難であり、公的サービスでも対応できない細かな福祉ニーズを把握し、個別ニーズや地域ニーズの把握及びその対応方法のしくみについては、福祉委員会でも併せて検討をしていきます。                                                | 福祉課<br>地域包括支援センター<br>社会福祉協議会 |
| 4 | 社会福祉協議会で実施している福祉有償運送事業は、複雑化する利用ニーズに対応することなどから、運転ボランティア増員等について見直すとともに、制度自体の見直しを検討していきます。                                                        | 社会福祉協議会                      |

### 地域・住民はこんなことに取り組みましょう！

- 日頃から家庭でどんなことでも話し合しましょう。
- 電球交換やゴミ出し等、日頃のちょっとした困りごとは隣近所で助け合しましょう。
- 高齢者や障がい者、子どものいる家庭等が地域で孤立しないよう、日頃から隣近所で声かけや見守りを心がけましょう。
- 福祉委員会で、地区のニーズ把握や見守りや支援体制づくりに取り組みましょう。
- 家庭や地域で解決できない困りごとは、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、行政等の窓口相談しましょう。
- 配達業者やサービス事業者等、住民の日常生活に関わる事業者は、利用者の様子が普段と違えば行政や社会福祉協議会に連絡するなど、可能な方法で見守り活動に協力しましょう。

## (2) 包括的な相談体制のしくみを確立する

### 現状と課題

総合相談事業を実施していることもあり、相談件数は年々増加しています。また役場内の関係部署や、県や民間関係機関とも連携を図りながら対応しているほか、子育て世代包括支援センターとして利用者支援事業を実施し、令和4年度からは子ども家庭総合支援拠点を開設するなど、関係機関との連携を強化しています。

今後も支援を必要としている人が、適切な窓口で必要な支援を受けることができるよう、相談支援事業の充実と周知啓発する必要があります。

### 今後の目標

住民が気軽に相談できるよう、重層的支援体制整備のもと適切な支援につなげます。また、各相談機関へのサポートも行います。



### そのための行動指針

- ◆窓口及び庁内での連携を図り、相談に対する職員の対応力を高めます。
- ◆行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの様々な相談窓口や機関について、周知するなど住民への情報提供に努めます。

## 具体的な取り組み

### 町・社会福祉協議会の取り組み

|   | 内 容                                                                                                                                                                     | 担当部署                                                     |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 1 | 社会福祉協議会や行政等の様々な相談窓口を周知します。                                                                                                                                              | 福祉課<br>社会福祉協議会                                           |
| 2 | 民生委員・児童委員をはじめ、地域で気軽に相談できる人材を育成します。                                                                                                                                      | 福祉課                                                      |
| 3 | 重層的支援体制整備事業として、相談窓口の充実を図り、高齢者や障がい者、就労、不登校、虐待、生活困窮、ヤングケアラー等の複雑・困難な問題を含め、多様な福祉課題に対して属性を問わない相談支援を各分野が連携して適切に対応できるしくみをつくります。<br>また、こども家庭センターを開設し、さらに連携を強化し、切れ目のないサポートを図ります。 | 福祉課<br>地域包括支援センター<br>子育て支援課<br>子育て支援センター<br>住民課<br>学校教育課 |
| 4 | 介護や子育て、障がい等について、同じ立場で悩みを共有できる仲間づくりを支援し、参加者数が増加するよう、開催日や周知の工夫を図っていきます。                                                                                                   | 福祉課<br>地域包括支援センター<br>子育て支援課<br>子育て支援センター                 |
| 5 | ホームページや社会福祉協議会の広報誌「たんぽぽ」等、様々な媒体やイベント等の機会を通じて社会福祉協議会が相談窓口を設置していることをPRしていきます。                                                                                             | 社会福祉協議会                                                  |
| 6 | 住民ニーズに応じたきめ細かな相談を行います。                                                                                                                                                  | 社会福祉協議会                                                  |
| 7 | 行政と連携しながら、ニーズ等を把握しやすい企業や団体等とのネットワークの構築について検討していきます。                                                                                                                     | 社会福祉協議会                                                  |
| 8 | 介護や子育て、障がい等について、同じ立場で悩みを共有できる仲間づくりを支援します。                                                                                                                               | 社会福祉協議会                                                  |
| 9 | 生活福祉資金貸付制度、たすけあい金庫事業を通して、経済的自立や更生を図る等相談・生活支援体制を強化します。                                                                                                                   | 社会福祉協議会                                                  |

### 地域・住民はこんなことに取り組みましょう！

- 家庭や地域では対応が困難な問題は民生委員・児童委員や社会福祉協議会、行政等の相談窓口にご相談しましょう。
- 日頃から民生委員・児童委員や社会福祉協議会、行政等の相談窓口を知っておきましょう。
- 介護や子育て、障がい等について、同じ立場で悩みを共有できる仲間をつくりましょう。



### (3) 専門的支援を充実する

#### 現状と課題

総合相談事業の中で認知症等により権利擁護のための支援が必要な方に対しては制度へつなぐことなどを行っていますが、その方が必要な制度の利用につながらず支援に行き詰まるケースがあります。認知症等により判断能力が不十分な方の意思決定支援を支える体制が必要とされています。

また、年に2回、医療・介護の多職種でグループワーク等を行い、連携を強化しているほか、救急キットを活用することで、緊急連絡先等を医療機関に伝えられるよう整備しています。

#### 今後の目標

高齢者や障がい者、子育て中の家庭など、支援を必要とする住民が、福祉サービスなど専門的支援を適切に活用し、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていきます。



#### そのための行動指針

- ◆住民の福祉ニーズに応じた福祉サービスを充実します。
- ◆制度やサービスについて周知します。
- ◆保健・医療・福祉の連携を図ります。

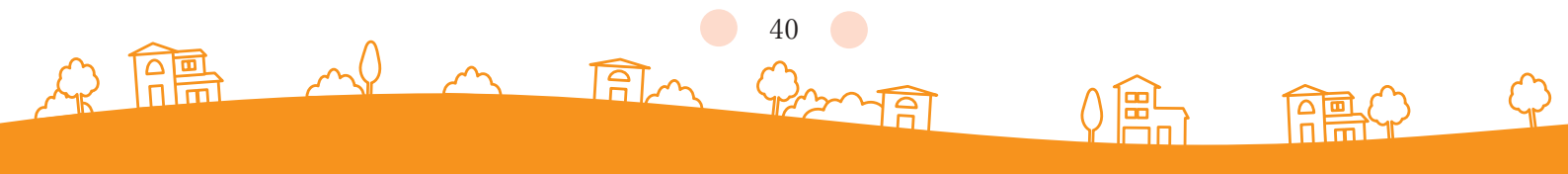
## 具体的な取り組み

### 町・社会福祉協議会の取り組み

|   | 内 容                                                                                                                                 | 担当部署                                 |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 1 | 保健・医療・福祉の公的制度やサービスについて情報提供を行います。                                                                                                    | 福祉課<br>地域包括支援センター<br>保険年金課<br>保健センター |
| 2 | 認知症や障がい等により判断能力が不十分な方に対し、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業について情報提供を行います。<br>また、成年後見制度利用促進に向け、中核機関を立ち上げ多職種連携により、チームで高齢者や障がい者の権利を守る体制を整えます。         | 福祉課<br>地域包括支援センター<br>社会福祉協議会         |
| 3 | 高齢者福祉や障がい福祉、児童福祉等の個別計画に基づき、保健・医療・福祉の公的制度やサービスの提供体制を整備します。                                                                           | 福祉課<br>子育て支援課<br>保険年金課<br>保健センター     |
| 4 | 保健・医療・福祉の連携を図ります。高齢になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、在宅医療と介護の連携を強化します。<br>また、医療と介護の連携を推進する会では、その時ごとに必要なテーマを設定し、内灘町の高齢者が幸せに暮らしていけるよう連携体制を強化していきます。 | 福祉課<br>地域包括支援センター<br>保健センター          |
| 5 | ひとり暮らしの高齢者等情報が届きにくい人に対しては、民生委員やシニアクラブ会員と連携し、必要な公的制度の説明やサービスが届くように配慮します。                                                             | 社会福祉協議会                              |
| 6 | 認知症や障がい等により判断能力が不十分な方に対し、公的制度やサービスを利用するために必要な手続や日常生活における金銭管理の支援（福祉サービス利用援助事業）を行います。また、成年後見制度等についても情報提供を行います。                        | 社会福祉協議会                              |
| 7 | 公的制度やサービスでは対応できない困りごとを抱えた人に対し、個別に相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関につなぐなど、継続的な支援を行います。                                                          | 社会福祉協議会                              |

### 地域・住民はこんなことに取り組みましょう！

- 支援が必要になった場合は保健・医療・福祉の公的制度やサービスを利用しましょう。
- 日頃から公的制度やサービスを知っておきましょう。
- 福祉サービス事業者は、住民のニーズに応じたきめ細かな情報提供・サービス提供を行いましょう。



## 基本施策2 緊急時等の見守りネットワークをひろげる

### (1) 災害に備える

#### 現状と課題

災害時には初動体制が非常に重要であることから、日頃から隣近所同士が地域に目を向け、見守り・声かけ活動を通じ、あらかじめ助け合える関係を築くことが重要です。町内に4つの福祉避難所があるが、万が一に備えた必要な物の備蓄だけでなく、安心して避難できる場所の確保が求められており、今後さらなる充実が必要です。

また、高齢者や障がい者、子どもなどの地域の避難行動要支援者の所在を把握するとともに、災害時の安否確認や避難誘導を含めた支援体制の確立や避難後の避難所運営における配慮も求められています。

#### 今後の目標

自主防災組織を中心として、地域課題にあった避難訓練を行い、  
万が一の災害に備えます。  
福祉避難所のさらなる充実を目指します。



#### そのための行動指針

- ◆避難行動要支援者避難支援計画に基づき実効性のある避難を進めます。
- ◆災害時に備えて、防災・減災に必要な準備を行います。

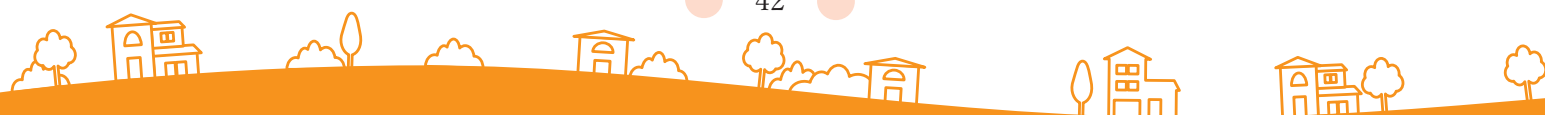
## 具体的な取り組み

### 町・社会福祉協議会の取り組み

|   | 内 容                                                                              | 担当部署    |
|---|----------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1 | 様々な災害発生時に備え、対策をとります。                                                             | 総務課     |
| 2 | 福祉避難所の数を必要に応じて増やし、災害発生時に的確な対応ができるよう努めます。                                         | 総務課     |
| 3 | 自主防災組織に対して、地域の防災活動に関する支援を検討します。                                                  | 総務課     |
| 4 | 個人情報の適正な扱いについて住民に周知し、地域の見守り活動をサポートします。                                           | 総務課     |
| 5 | 地域や行政と協力して災害時に支援が必要な人の把握に努めます。                                                   | 社会福祉協議会 |
| 6 | 災害時の見守りと日頃の見守りは通じていることなどの共助の考え方について周知啓発を行い、自主防災組織や福祉委員会等と連携しながら、地域に応じた見守りを推進します。 | 社会福祉協議会 |
| 7 | 災害ボランティアセンター設置訓練を定期的に行います。また、災害ボランティア養成講座を開催し、災害ボランティアの育成に努めます。                  | 社会福祉協議会 |

### 地域・住民はこんなことに取り組みましょう！

- 災害が起きたらどこに避難するかなど、家庭内で日頃から話し合い、いざというときに備えましょう。
- 災害時に自力で避難が困難な場合は、隣近所や地域の人に伝えるとともに、災害時要支援者台帳に登録しましょう。
- 高齢者や障がい者等、災害時に自力で避難が困難と思われる世帯を日頃から把握し、見守りを行いましょう。
- 自主防災組織を中心に、地域の状況に沿った防災訓練を行うとともに、避難行動要支援者の避難支援について話し合いましょう。



## (2) 犯罪・事故等に備える

### 現状と課題

ふれあいいきいきサロンでは、定期的に警察や消防署の協力のもと、犯罪や事故、火事を防ぐ研修会を開催しています。また、町内会等から要望があった際には随時、防犯灯やカーブミラーなどの交通安全施設の更新や設置を検討しています。

町としては警察と連携し、防犯教室を実施出来ていますが、町、社会福祉協議会、町会区会、警察との連携は不十分なので、連携強化が課題です。

※ふれあいいきいきサロン：高齢者が、定期的に各地区公民館に集まり、茶話会やレクリエーション、防犯等研修会等を行う場。社会福祉協議会が様々な様々なサポートをしている。

### 今後の目標

地域で自主的に夜間のパトロールや空き家管理などの安全を確保する活動を行い、犯罪や事故が起こらない、安全・安心なまちを目指します。また、警察との連携強化も図ります。



### そのための行動指針

- ◆安全・安心な住環境づくりを進めます。
- ◆あいさつ・声かけ運動、見守り活動を支援します。

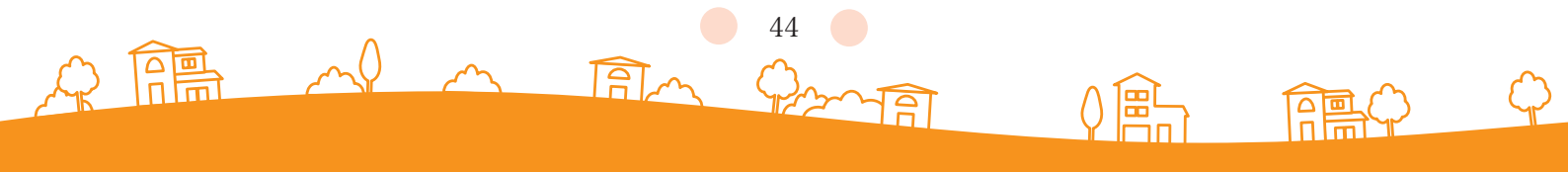
## 具体的な取り組み

### 町・社会福祉協議会の取り組み

|   | 内 容                                                                | 担当部署         |
|---|--------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1 | 警察等と協力して、防犯教室を実施するなど、防犯知識の取得とともに、防犯意識が高くなるように努めます。                 | 総務課          |
| 2 | 防犯カメラや外灯、カーブミラーの設置等、安心・安全な環境整備を進めます。                               | 総務課<br>都市建設課 |
| 3 | 空き家バンクを活用し、危険空き家については適正管理を管理者に促すなど、良好な住環境の確保及び定住促進による地域の活性化を推進します。 | 企画課<br>住民課   |
| 4 | 地域の犯罪・事故に備えるため、警察や町と連携し、防犯ボランティアを支援します。                            | 社会福祉協議会      |
| 5 | 安全・安心にボランティア活動ができるよう、ボランティア保険の加入を促進します。                            | 社会福祉協議会      |
| 6 | ふれあいいきいきサロン等、あらゆる機会を通じて、犯罪や事故に備える大切さを周知します。                        | 社会福祉協議会      |

### 地域・住民はこんなことに取り組みましょう！

- 「自分達の地域は自分達で守ろう」という意識を地域で共有しましょう。
- 地域でパトロールを継続して行いましょう。
- 交通事故や不審者に備え、自宅周辺や道路等を安全な環境に保ちましょう。
- 空き地や空き家の管理・活用について話しあいましょう。
- 防犯に関する知識を習得し、防犯意識を高めましょう。



## 基本目標2 子どもも大人も学び合い・ふれあえるまち

### 基本施策1 一人ひとりの経験・能力を育み、活かし合う

#### (1) 支え合いの心を育む

##### 現状と課題

隣近所の付き合いがない、困ったときに頼る人がいないなど、日常生活に不安を感じている住民が増えており、家庭や地域の中での支え合い、助け合って問題を解決する力が弱まってきています。また、新型コロナウイルス感染症流行の影響もあり、イベント等の開催を見送らざるを得ない状況となっていたため、地域のつながりはさらに弱くなってしまいました。

認知症や障がいについて正しい知識を身につける機会としては、小学校、スーパーマーケット、郵便局員、一般住民など認知症の方と接する幅広い方に向けて講座を開催しています。

##### 今後の目標

住民一人ひとりが「我が事」として考え、地域福祉に関心を持ち、支え合い・助け合いの大切さを理解し、正しい知識のもと、積極的にサポートします。



#### そのための行動指針

- ◆地域福祉についての制度や考え方を幅広く周知します。
- ◆認知症や障がい等についてさらに詳しく学ぶことができる講座や地域の交流を深めるイベントを開催します。

## 具体的な取り組み

### 町・社会福祉協議会の取り組み

|   | 内 容                                                                     | 担当部署           |
|---|-------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1 | 広報やホームページ等の多様な媒体を通じて、本計画の周知を図ります。                                       | 福祉課            |
| 2 | 出前講座や公民館事業等を活用し、住民が興味を持ちやすいテーマで、地域福祉についての講演会や地域の交流が更に深まるようなイベント等を開催します。 | 総務課<br>文化スポーツ課 |
| 3 | 認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症に対する理解を深めます。                                       | 地域包括支援センター     |
| 4 | 高齢者や障がい者への理解を深めるための研修会を開催します。                                           | 社会福祉協議会        |
| 5 | 高齢者や障がい者、子ども等、多くの地域住民が交流しながら互いに学び合える場づくりを行います。                          | 社会福祉協議会        |

### 地域・住民はこんなことに取り組みましょう！

- 身近な地域で、地域福祉についての勉強会を行いましょう。
- 自ら積極的に地域や福祉に関して学びましょう。
- 認知症や障がいについて正しい理解を持てるよう、社会福祉協議会や行政が開催する様々な講座等、積極的に学びの場に参加しましょう。

## (2) 経験・能力を活かす

### 現状と課題

住民誰もがボランティアに参加できる環境及び機会をつくっていく必要があることから、内灘町中・高校生倶楽部ZEROにおいては、スポーツ、文化イベント等の運営にボランティアとして協力する機会を設けたほか、各種文化・スポーツにおいて発表・体験・交流の場を確保し、活動の支援に努めました。

課題としては、若い世代に参加してもらえるような工夫が必要です。

※内灘町中・高校生倶楽部ZERO：中学生、高校生のボランティア団体。

### 今後の目標

ボランティアに参加し易い環境をつくり、さらに一人ひとりの経験や能力を活かすことができる活動の場を増やしていき、地域の中で積極的な参加を促します。



### そのための行動指針

- ◆ボランティア養成講座の開催とともに、ボランティアに関する様々な情報提供を行います。
- ◆ボランティアを必要としている人と活動したい人のマッチングを支援します。

## 具体的な取り組み

### 町・社会福祉協議会の取り組み

|   | 内 容                                                                                            | 担当部署    |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1 | 様々な分野でボランティアやサークル活動をしている人を支援します。                                                               | 文化スポーツ課 |
| 2 | ボランティアセンター運営に係る支援を継続します。                                                                       | 福祉課     |
| 3 | 地域で様々な経験・能力を持つ人材団体の登録を進めるとともに、活動する場の提供に努めます。                                                   | 社会福祉協議会 |
| 4 | 夏休みを活かしたジュニア体験ボランティア等、親子や若者を含む幅広い世代が気軽に参加・体験できるボランティア講座について、参加者の拡大を図るための工夫を検討するなど、学校と連携し開催します。 | 社会福祉協議会 |
| 5 | 気軽に参加・体験できるよう、社会福祉協議会だより「たんぽぽ」内の「合歓の木コーナー」に、定期的にボランティアに関する情報を発信し、啓発に努めます。                      | 社会福祉協議会 |
| 6 | 気軽に参加・体験できるよう、ボランティア登録者に対しては、メール等で定期的にボランティア情報を届けます。また、ボランティア連絡会に登録のない団体については、登録への理解促進に努めます。   | 社会福祉協議会 |
| 7 | 地域のニーズに合ったボランティア（災害、買い物、除雪等）を育成するため、ボランティア養成講座を開催します。また、幅広く受講者を集めるための工夫を検討していきます。              | 社会福祉協議会 |

### 地域・住民はこんなことに取り組みましょう！

- 積極的にボランティア活動に参加しましょう。
- 家族や友人を誘いボランティア活動に参加しましょう。

## 基本施策2 地域・世代を超えて元気に参加・活躍する

## (1) 地域をつなげる人材を育成する

## 現状と課題

ふれあいいきいきサロンをはじめとした地域活動による各種事業が活発に行われていますが、どの事業においても同じ顔ぶれで、一部の人たちが参加している状況です。また、運営する側のリーダーも長年同じメンバーで、さらに高齢化が進んでおり、一部の方に負担がかかっていることから、様々な事業を通じて地域のつながりを強めていくとともに、メンバーが固定化しないようリーダーの育成などにも努めていく必要があります。

※ふれあいいきいきサロン：高齢者が各地区公民館等で茶話会、レクリエーション、健康体操、防犯や外出（花見等）を企画し、運営していく楽しい仲間づくりの活動の場。社会福祉協議会が様々なサポートを行っている。

## 今後の目標

多世代が気軽に参加できる地域活動やイベントを開催するなど、より多くの住民に積極的な参加を促します。  
また、次世代を担う地域リーダーを育成します。



## そのための行動指針

- ◆地域リーダーの発掘・育成に努めます。
- ◆地域リーダーの活動の場の確保に努めます。
- ◆地域単位で、様々な活動ができるよう支援します。

## 具体的な取り組み

### 町・社会福祉協議会の取り組み

|   | 内 容                                                                                             | 担当部署               |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1 | 公民館が地域活動拠点として活用されており、今後も継続的に機能強化を図ります。                                                          | 文化スポーツ課<br>社会福祉協議会 |
| 2 | シニアクラブや女性会、青年部等、地域活動団体が地域で様々な活動を展開できるよう支援します。                                                   | 文化スポーツ課<br>社会福祉協議会 |
| 3 | 地域活動への障がい者の参加を促進します。                                                                            | 福祉課                |
| 4 | 地域のリーダーを発掘するとともに、ネットワーク化を図るため、お互いに情報交換ができる場づくりを支援します。                                           | 社会福祉協議会            |
| 5 | 専門的な知識を持つための教育・研修を行うとともに、活躍の場として、具体的な目標を設定するなど、リーダーのモチベーションや活動の持続が可能なのかを考慮しながら、地域リーダーの育成を推進します。 | 社会福祉協議会            |
| 6 | ふれあいいきいきサロン等の地域活動を支援します。                                                                        | 社会福祉協議会            |

### 地域・住民はこんなことに取り組みましょう！

- 家庭や地域では進んであいさつしましょう。
- 町会や子ども会、シニアクラブ等、地域の集まりには積極的に参加しましょう。
- 住民が気軽に集まることができる場として、公民館を積極的に活用しましょう。
- 地域でつながりを持ちにくい若い世代やひとり暮らしの人に対して、積極的に声かけしましょう。

## (2) 世代を超えてふれあう

### 現状と課題

地域のつながりのために創意工夫を活かした身近な場所での支え合いの関係づくりや、支援が必要な人の問題の発見や援助をサポートするための世代を超えた地域間の連携を強化する必要があります。

令和2年度・3年度と中止になっていましたが、令和4年度より「内灘町海浜美化清掃」を通じて、世代間交流を促進しています。また、各公民館で「わくわく土曜体験教室」の開催や小学校の幼保小連携推進事業や中学校の職場体験事業を通して、交流を図りました。

### 今後の目標

それぞれの地域で考えた行事やイベントを開催し、世代に関係なく老若男女、多くの人が集まり、楽しく交流する場を定期的に行うことができるよう支援します。



### そのための行動指針

- ◆多世代交流できる場をつくれます。
- ◆住民が自ら考えた行事やイベントを開催します。

## 具体的な取り組み

### 町・社会福祉協議会の取り組み

|   | 内 容                                                     | 担当部署            |
|---|---------------------------------------------------------|-----------------|
| 1 | 「内灘町海浜美化清掃」などのイベント等を通じて世代間交流を促進します。                     | 地域産業振興課         |
| 2 | 地区公民館で「わくわく土曜体験教室」等のスポーツや文化などの多彩な教室の開催を通じて、世代間交流を促進します。 | 文化スポーツ課         |
| 3 | 小学校等の福祉教育の機会を通して、福祉施設と学校、保育園・所等との交流を深めていきます。            | 学校教育課<br>子育て支援課 |
| 4 | 世代間交流を促進するため、各地区のふれあいいきいきサロン等の企画内容の充実を図ります。             | 社会福祉協議会         |

### 地域・住民はこんなことに取り組みましょう！

- 公園や公民館を活用し、日頃から高齢者や子どもが互いに見守りながら楽しめる場をつくりましょう。
- 運動会等、世代を超えて楽しめるイベントを地域等で企画・実践しましょう。
- 子ども会やシニアクラブ等の地域活動団体は、様々な機会を通じて、定期的な交流機会をつくりましょう。



## 基本目標3 安心して暮らせるまち

### 基本施策1 安心して生活できる環境を整備する

#### (1) 生活環境を整備する

##### 現状と課題

高齢化が進むにつれ、買い物や移動手段の確保等の福祉サービスでは対応が難しい日常生活におけるちょっとした困りごとが顕在化してきますが、解決には行政や社会福祉協議会だけでなく、町会区長会や福祉委員会等の地域の人との支え合い・助け合いが必要不可欠です。

また、社会福祉協議会単独で町全体のバリアフリーチェックを行うことは困難ですが、行政や町会区長会、内灘町自立支援協議会とも連携し状況把握に努めることが、高齢者や障がい者等の交通弱者の自立した生活や社会参加につながります。

##### 今後の目標

日常生活を送るうえでの、不便さを減らし、安全・安心なまちを目指します。

また、移動支援の充実を図ります。



#### そのための行動指針

- ◆交通弱者を含め、移動が不便な方の移動手段の確保に努めます。
- ◆日常生活での困りごとに対して地域・行政・社会福祉協議会等で連携しながら対応します。

## 具体的な取り組み

### 町・社会福祉協議会の取り組み

|   | 内 容                                                           | 担当部署    |
|---|---------------------------------------------------------------|---------|
| 1 | 町会区会の意見を参考に、必要性等を精査し、公共施設や道路環境の整備を進めます。                       | 都市建設課   |
| 2 | 地域や事業者に対し、高齢者や障がい者等が利用しやすい環境づくりを働きかけます。                       | 福祉課     |
| 3 | 住民の移動手段の一つとなるコミュニティバスは、利用者の増加に向けた取り組みを進め、利便性の高いバス網の整備を進めます。   | 企画課     |
| 4 | 運転免許自主返納した高齢者に対し、コミュニティバスの定期券等を交付するなど、高齢者の移動に対する支援を行います。      | 総務課     |
| 5 | 買い物や除雪等、生活支援に関するボランティアは、町会区会にニーズを伝えるとともに、実施に向けて町会区会と調整等を行います。 | 社会福祉協議会 |

### 地域・住民はこんなことに取り組みましょう！

- 買い物や除雪が困難な場合は、地域で互いに協力しましょう。
- 移動支援等の福祉サービスを活用しましょう。
- 公共施設や道路等について、高齢者や障がい者等すべての人が使用しやすい環境になっているか、町会区長会や福祉委員会等で検討を行います。
- 事業者は、高齢者や障がい者等が使用しやすいような環境づくりを心がけましょう。
- 飲食店やスーパーマーケット等、住民の日常生活に関わる事業者は、移動販売や宅配サービス等を積極的に取り入れましょう。

## (2) 自立を支援する

### 現状と課題

生活困窮者に関する様々な問題を解決するには、今までの制度などでは対応しきれないという課題が生じており、そのための支援が重要となっています。

生活保護受給世帯に限らず、消費税の増税や物価の上昇などにより、経済的な苦しさを抱える人が少なからずいるということが推測されます。

今後、複合的な問題を抱えた生活困窮者への包括的な支援とともに、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域づくりを進めていく必要があります。

### 今後の目標

相談体制や見守り体制の充実など、地域のセーフティネットを形成し、様々な課題を抱えている人も地域で安心して生活できるまちを目指します。



### そのための行動指針

- ◆相談窓口の充実を図ります。
- ◆相談窓口等の分かりやすい情報発信に努めます。

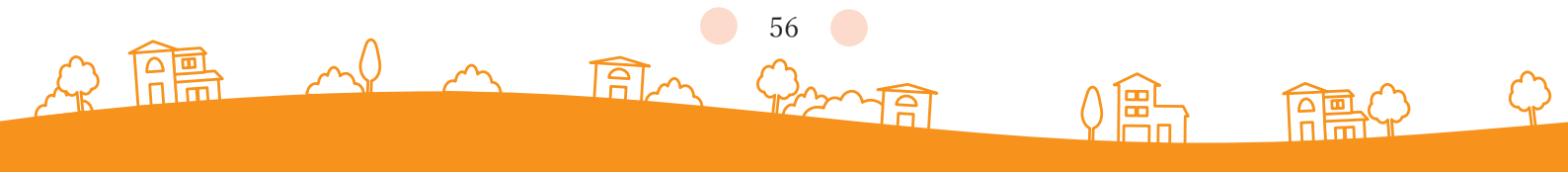
## 具体的な取り組み

### 町・社会福祉協議会の取り組み

|   | 内 容                                                               | 担当部署       |
|---|-------------------------------------------------------------------|------------|
| 1 | 町担当課が相談窓口となり福祉事務所で実施する生活困窮者自立支援事業の相談支援事業や住宅確保給付金の制度、就労訓練事業につなげます。 | 住民課        |
| 2 | 生活困窮者自立支援事業のリーフレットを作成・配布し住民に対して情報提供します。                           | 住民課<br>福祉課 |
| 3 | 制度について周知啓発を図るとともに、的確な相談窓口につなぐことができるよう研修会を開催するなど職員の資質の向上に努めます。     | 社会福祉協議会    |
| 4 | 相談を通して必要な方には、石川中央保健福祉センターで実施する生活困窮者自立支援事業等の相談支援事業につなげます。          | 社会福祉協議会    |

### 地域・住民はこんなことに取り組みましょう！

- 生活困窮者自立支援制度の内容を理解し、必要に応じて利用しましょう。
- 地域や身近に生活に困窮している人を見つけたら、行政等の専門機関につなげましょう。



## 基本施策2 福祉サービスの充実と権利・人権を尊重する

### (1) 生活を支える地域資源を充実する

#### 現状と課題

支援や福祉サービスについての情報が支援を必要とする人へ届かず、支援につながっていない可能性もあり、必要な人が必要な情報を得られるよう、SNS等インターネットを活用し、従来の広報活動だけでなく、様々な方法での情報発信が求められます。

また、支援してくれる親族のいない老老介護やひとり暮らし高齢者の問題は今後増えてくると推測されるため、適切な福祉サービスの利用につながるよう、サービスの充実や利用への支援が必要となります。

#### 今後の目標

支援や福祉サービスを必要としている人に正しい情報が伝わるように地域情報を発信するとともに、支援の充実を目指します。



#### そのための行動指針

- ◆ニーズに応じた福祉サービスの充実に努めます。
- ◆様々な方法による情報提供体制の充実に努めます。

## 具体的な取り組み

### 町・社会福祉協議会の取り組み

|   | 内 容                                                                                   | 担当部署           |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1 | 地域住民が安心して生活できるよう、住民のニーズを把握するとともに、高齢者福祉・障がい者福祉・子育て支援の各施策により、福祉サービスを推進し、充実を図ります。        | 福祉課<br>子育て支援課  |
| 2 | 福祉サービス利用者が自らサービスを選択できるように事業者の情報開示を積極的に進めます。                                           | 福祉課<br>社会福祉協議会 |
| 3 | 認知症高齢者や障がい者等、判断能力が十分でない方が地域で自立した生活を送ることができるよう、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業について、周知及び定着を図ります。 | 社会福祉協議会        |
| 4 | 施設の健全な管理運営を行い、通いの場、憩いの場として施設を安心して利用していただけるように、レクリエーション及び趣味活動やボランティア活動の支援を行います。        | 社会福祉協議会        |
| 5 | 日常の小さな困りごとの解決やボランティアの生きがい活動として有償ボランティア制度を検討し、担い手の育成につなげます。                            | 社会福祉協議会        |

### 地域・住民はこんなことに取り組みましょう！

- 行政の相談窓口を有効的に活用しましょう。
- SNS等インターネットを活用して地域情報を発信しましょう。
- 福祉サービスや支援内容を把握し、地域で情報共有しましょう。

## (2) 人権尊重と権利擁護体制を充実する

### 現状と課題

判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の権利擁護の支援を行うため、成年後見制度が必要な人の利用につながるよう、制度の利用促進体制の整備が求められ、利用を促進するためには、制度についての正しい理解と利用するメリットを感じてもらうことが重要となります。

また、犯罪や非行をした人の中には、社会生活がうまくいかず生活困窮に陥り、再犯に至る人もおり、加えて、薬物依存症への対策も強化し、円滑な社会復帰を図るためにも、保護司と連携した地域社会での継続的な支援に取り組む必要があります。

### 今後の目標

誰もが平等に人権を尊重されるまちを目指し、支援が必要な人に情報が届き、適切な制度の利用につながるよう学びの場の設置や支援の充実を図ります。



### そのための行動指針

- ◆人権教育や啓発活動の場を設置し、住民の理解促進を図ります。
- ◆成年後見制度についての情報提供を行います。

## 具体的な取り組み

### 町・社会福祉協議会の取り組み

|   | 内 容                                                                                       | 担当部署           |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1 | 住民一人ひとりの人権尊重の意識を高めるため、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて、人権教育・啓発活動を支援します。                            | 住民課<br>文化スポーツ課 |
| 2 | 成年後見制度についての内容や利用方法を広報誌やホームページ、SNS等を活用した情報提供の充実を図るとともに、住民が集う場所などにおける福祉情報の提供に努め、周知・啓発を行います。 | 福祉課            |
| 3 | 河北保護区保護司会と連携を図り、犯罪や非行防止と犯罪や非行をした人たちの社会更生についての理解を深め、再犯防止に努めるための普及啓発活動を支援します。               | 住民課            |
| 4 | ハローワークへの同行訪問、就労開始後のフォローなど石川県が実施する就労支援プログラムを中心に生活保護受給者への自立支援につなげます。                        | 社会福祉協議会        |

### 地域・住民はこんなことに取り組みましょう！

- 人権についての学びの場に参加しましょう。
- 成年後見制度について地域での情報共有を行いましょう。
- 地域で再犯者を受け入れる環境について話し合ってみましょう。

## 第6章 再犯防止の推進 (内灘町再犯防止推進計画)



### 1 計画策定の背景

再犯防止推進法(平成28年12月に成立、施行)において、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに地域再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されました。

### 2 計画の目的

犯罪をした者等(以下、保護観察対象者等。)が円滑に社会の一員として復帰することができるようになることで地域住民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために目指すべき方向、視点を示します。

### 3 再犯防止を促進するための取り組み

#### 現状と課題

現在町内には12人の保護司が活動し、保護観察対象者等と月2回程度面談し、生活状況の報告を受け、必要に応じて相談支援を行っています。主な支援としては、就労や住居の確保、福祉、医療、保健サービスへつなげることなどです。

また、地域生活においては、家族や地域とのつながりの脆弱化により、孤立化も生じています。保護観察対象者等が孤立することなく再び社会を構成する一員となること、地域で暮らす人として安心して地域とつながることが重要であり、地域の理解、協力が得られるような取り組みが必要になっています。

関係機関同士が協議する場としては、年1回程度「保護司候補者検討委員会」が開催され、町社会福祉協議会や町会区長会、民生児童委員の代表等での話し合いの場があります。今後、より効果的な再犯防止対策を講ずるためには、就労や住居の確保、高齢者や障がいのある人、薬物依存の問題を抱える人などの支援を、保健所などの保健福祉関係者も交えて協議できるようなネットワークづくりを進めていく必要があります。



## 今後の目標

保護観察対象者等が地域の中で孤立することがなく、再び社会の一員として活躍できるように、周囲の理解促進や継続的な支援で再犯を防止します。



## そのための行動指針

- ◆広報活動を通じた地域や支援機関に対する理解促進等を推進します。
- ◆子どもや学生を対象とした薬物、防犯に関する普及啓発活動を推進します。
- ◆社会復帰を目指す人に対して、継続的な支援につながる関係機関(住まい、就労、保健、医療、福祉、司法等)のネットワークづくりを推進します。

## 具体的な取り組み

### 町・社会福祉協議会の取り組み

|   | 内 容                                            | 担当部署           |
|---|------------------------------------------------|----------------|
| 1 | 地域や各関係機関と連携・協力し、支援方法を検討します。                    | 住民課<br>社会福祉協議会 |
| 2 | 保護司会の活動を支援し、地域や関係機関に対して犯罪防止、防犯に対する普及啓発活動を行います。 | 住民課            |
| 3 | 各関係機関と連携・協力し、個々に応じた支援方法の検討や支援を行います。            | 住民課            |

### 地域・住民はこんなことに取り組みましょう！

- 社会復帰を目指す人や再犯防止について理解を深め、地域づくりを進めましょう。

## 第7章 権利擁護の推進

### (内灘町成年後見制度利用促進計画)



#### 1 計画策定の背景

成年後見制度は、民法の改正等により平成12年に誕生した制度であり、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度となります。

平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、翌年に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」において、市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。

#### 2 計画の目的

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら尊厳を持って、自分らしい生活を継続することができることを目的に、必要な人が成年後見制度を利用できるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、以下の役割を実現させる体制を整えます。

##### 地域連携ネットワークの3つの役割

- ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ② 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築



### 3 権利擁護を促進するための取り組み

#### 現状と課題

認知症高齢者や知的障害者等の判断能力が不十分な人に対し、権利や財産の保護とその支援をするため、制度についての周知啓発を推進し、地域包括支援センターや福祉課、町社会福祉協議会での相談及び支援を行ってきました。また、令和3年度よりNPO法人に委託し「成年後見制度普及啓発事業」を行い、制度の普及啓発や申立ての実施に関する研修会を開催しています。今後は、中核機関を役場内に設置し、「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」「不正防止効果」を段階的に整えていく必要があります。

アンケート結果より、成年後見制度について『知っている』と回答した方は3割未満という現状です。制度の広報・周知や利用支援により、安心して利用できる環境作りが必要です。地域での日常生活等を社会全体で支えられるように、支援体制の整備に努め、多様な分野が連携できる仕組みを確立し、地域社会に参加できるよう支援していくことが重要となります。

#### 今後の目標

必要な人が成年後見制度を本人らしい生活を守るための制度として、利用できるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ります。支援を充実させるために相談窓口の周知、成年後見制度の普及啓発や支援体制の整備を推進します。



#### そのための行動指針

- ◆中核機関の整備、運用を段階的に整備します。
- ◆地域連携ネットワークの構築を推進します。
- ◆チームや協議会を設置し、必要な支援を行えるよう連携強化の協議を行います。
- ◆成年後見制度の周知、利用促進に努めます。

## 具体的な取り組み

### 町・社会福祉協議会の取り組み

|   | 内 容                                                                                                                               | 担当部署                         |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 1 | 中核機関の以下の5つの機能（「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」「不正防止効果」）のうち、広報・相談・利用促進機能から整備推進をします。成年後見制度の特徴や留意点をわかりやすく広報、説明し、相談窓口をわかりやすく明示します。 | 福祉課                          |
| 2 | 障害・生活困窮・虐待・消費者被害なども含めた権利擁護支援が行えるよう、専門職の意見を取り入れ、支援する顔の見える地域連携ネットワークの構築を推進します。                                                      | 福祉課<br>地域包括支援センター<br>社会福祉協議会 |
| 3 | 中核機関が事務局機能を担い、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各種専門団体や関係機関の協力・連携強化に関して協議するチームや協議会を整備していきます。                                           | 福祉課                          |
| 4 | 権利擁護支援の必要な人に情報が届くよう広報活動を実施します。また、身寄りのない人、身寄りに頼れない人、虐待など成年後見制度の申立てが困難な人について町長申立てを適切に行い、必要な方が制度を利用できるよう支援します。                       | 福祉課<br>地域包括支援センター<br>社会福祉協議会 |

### 地域・住民はこんなことに取り組みましょう！

- 認知症高齢者や知的障害者等の判断能力が不十分な人への理解を深めましょう。
- 一人ひとりが権利擁護について関心を持ち、お互いの考えや価値観を認め合いましょう。
- 誰もが不当な扱いを受けずに権利が守られることを理解しましょう。
- 地域の方が虐待や消費者被害にあっているのではないかなど心配がある場合は、民生委員児童委員や町福祉課、地域包括支援センターへ相談しましょう。

## 第8章 計画の推進体制



### 1 計画の推進体制

本計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。

#### ① 地域・住民・事業者の役割

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民自身です。住民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが役割として求められています。

あいさつや声かけをしたり、地域で困っている人のことを気にかけるなど、身近なところから心がけ、主体的に地域福祉活動に加わりましょう。

地域活動団体や民生委員・児童委員、ボランティア、事業者等は互いに連携し、公的な制度のみでは対応が難しい地域の問題を解決していく役割が求められています。

#### ② 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る中核として、本計画の推進にあたっては住民や地域活動団体等との協働を進めるとともに、行政との調整役としての役割を担っています。

とくに、本計画は住民・地域・事業者等の理解と協力がなければ推進できないため、本計画の周知及び社会福祉協議会の事業活動等について、地域や事業者等に周知を図りながら、着実に取り組みを進めます。

#### ③ 行政の役割

行政は、住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

そのため、住民・地域・事業者、社会福祉協議会などの関係機関や団体の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進するための支援を行います。また、保健・医療・福祉の関係各課のほか、教育分野、建設分野などの庁内関係各課との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

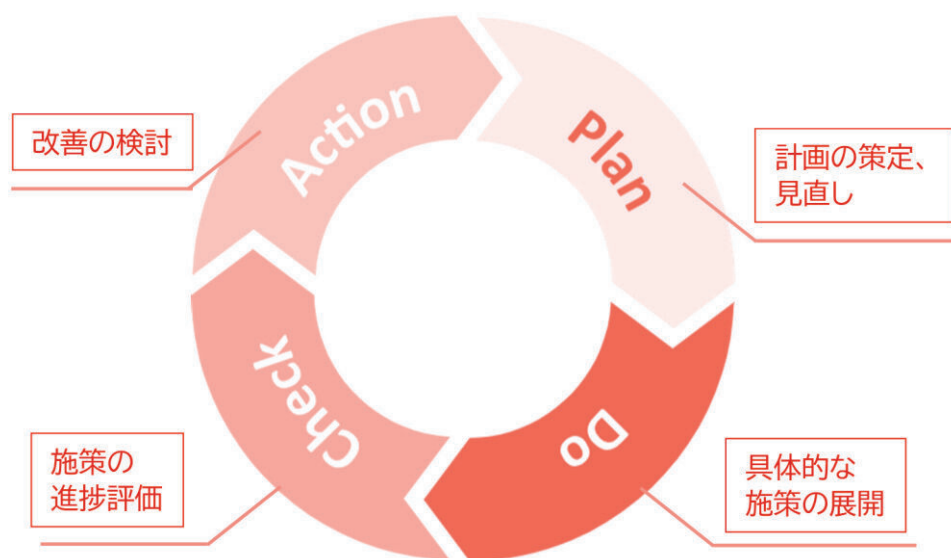


## 2 計画の進捗管理・評価

本計画の進捗管理については、定期的に進捗状況を管理・評価した上で、取り組みの推進や見直しについての検討を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の円滑な推進のためには、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、目標設定や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）の構築に努めます。

PDCA サイクル





## 1 用語集

### アルファベット・数字

#### ●NPO

Non-Profit Organization（民間非営利組織）の略語で、株式会社等とは異なり、営利を目的とせず、社会的な使命の実現に向けて活動する団体のことです。特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体は「NPO法人（特殊非営利活動法人）」と呼ばれます。

#### ●8050 問題

引きこもっている 50 代の子どもの生活を 80 代の親が支えるという問題のことを言います。

### か行

#### ●虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為のことです。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがあります。

#### ●キャラバン・メイト

地域で暮らす認知症の人やその家族を見守る応援者を養成する「認知症サポーター養成講座」の講師役のことです。

#### ●権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症を有する人、障がい者の権利を守るため、ニーズ表明を支援し代弁することを行います。

## ●個人情報

個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名、生年月日、職業、家族関係、その他の記述などにより、特定の個人を識別することができる情報のことです。他の情報と照合することができ、それによって特定の個人を識別できる情報も含まれます。

## さ行

## ●災害時要支援者

災害時において、安全な場所に避難する際に支援を要する人のことです。高齢者や障がい者、乳幼児、妊婦などがあげられます。

## ●災害ボランティアセンター

災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための拠点のことです。

## ●自主防災組織

自主的な防災活動を行うことを目的とし、町内会等を単位として組織された地域住民の任意団体のことです。

## ●重層的支援体制整備事業

地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業で、実施を希望する市町村による任意事業のことです。

## ●生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、その自立に向けた相談支援を行うことと併せて、居住支援や就労支援、家計支援など生活全般にわたる包括的な支援を行う事業のことです。

## ●生活福祉資金貸付制度

資金の貸付と必要な援助指導を受けることによって自立し、安定した生活が送れるようになることを目的として、石川県社会福祉協議会が主体となって実施している事業です。

## ●成年後見制度

認知症や精神障がい等により、判断能力が不十分な人を保護するための制度のことです。具体的には、生活や財産管理に関する事務を代行したり、援助等を行います。

## ●市民後見人

親族による後見人（親族後見人）でもなく、弁護士や司法書士などの専門職による後見人（専門職後見人）でもない、同じ地域に住む全く関係のない市民による後見人のことです。



## た行

### ●たすけあい金庫事業

低所得者や経済的に生活が困難な世帯に対して、無利子で必要な資金を貸し付ける事業で、社会福祉協議会が実施しています。

### ●地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

### ●地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援するための拠点のことです。介護保険サービスに関する窓口だけでなく、高齢になっても自立した生活を送るための支援等、様々な相談に応じています。

## な行

### ●認知症

記憶や認知に関する機能が急速に低下していく脳の病気のことです。高齢によるものだけでなく、若年性認知症も問題となっています。

### ●認知症サポーター

キャラバン・メイトが講師を務める、地域で暮らす認知症の人やその家族を見守る応援者を養成する「認知症サポーター養成講座」を修了した人のことです。

## は行

### ●パブリックコメント

町の基本的な計画等の策定にあたって、より良い案を作成するため、事前に計画等の素案を示し、住民から意見や情報を募集する制度のことです。

### ●バリアフリー

建物等において、段差解消や手すりの設置など、高齢者や障がい者等を含むすべての人が安全に生活できるよう、障壁（バリア）を取り除くことです。また、ハード面だけではなく、情報や意識等、ソフト面の障壁（バリア）を取り除くことも含まれます。



### ●福祉避難所

高齢者や障がい者等、避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を受け入れる市町村指定の避難所のことです。

### ●福祉有償運送事業

バスや電車等、公共交通機関の利用が困難な障がい者や要介護高齢者の外出を支援するための移送サービスで、社会福祉協議会が運転ボランティアと協働で実施しています。

### ●ボランティアセンター

ボランティア活動の推進・支援拠点のことで、社会福祉協議会に設置されています。

### ●ボランティア保険

ボランティアがボランティア活動中の急激かつ偶然な事故によりケガをした場合や他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたことにより法律上の損害賠償責任を負わされた場合などに保険金が支払われる制度のことです。

## ま行

### ●民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣に委嘱され、地域住民に対する見守りや生活課題に関する様々な相談を受けるなど、行政や関係団体と協力しながら支援を行う人のことです。なお、民生委員は児童福祉法第16条第2項の規定により、児童委員も兼ねており、特に主任児童委員は児童福祉に関することを専門に担当している人のことです。

## や行

### ●有償ボランティア制度

サポートを必要とする高齢者の援助等に、少額の謝礼を得て取り組む制度のことです。



## 2 地域福祉計画策定委員会設置要綱

### 第三次内灘町地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和五年一月二十七日

告示第二号

(設置)

第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百七条の規定に基づく第三次内灘町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、第三次内灘町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を町長に報告するものとする。

- 一 地域福祉計画の策定に関すること。
- 二 その他地域福祉計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第三条 委員会は、委員十五名以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- 一 学識経験者
- 二 保健、医療及び福祉関係者
- 三 関係団体の代表者
- 四 関係行政機関の職員
- 五 その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から第二条の規定による報告が終了した日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第五条 委員会に委員長及び副委員長各一名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 副委員長は、委員長の指名により選出する。

(職務)

第六条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第七条 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聞くことができる。

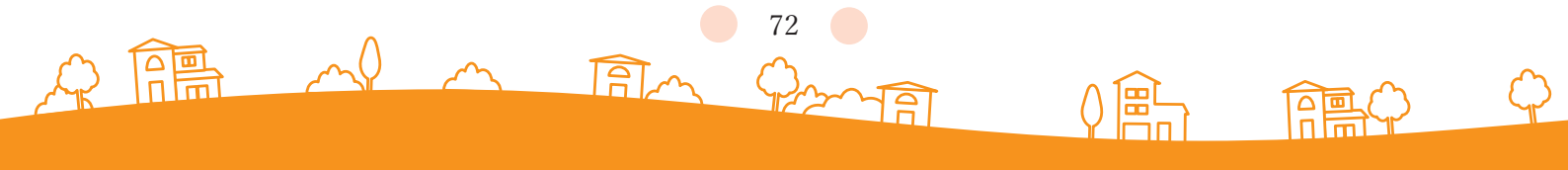
(庶務)

第八条 委員会の庶務は、町民福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第九条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則



(施行期日)

1 この告示は、令和五年一月二十七日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第七条の規定にかかわらず町長が招集する。

(失効)

3 この告示は、第二条の報告を行った日にその効力を失う。



### 3 地域福祉計画策定委員会名簿

| 区 分              | 所属団体                               | 氏 名   | 備考   |
|------------------|------------------------------------|-------|------|
| 学識経験者            | 北陸学院大学社会学部社会学科 教授                  | 田中 純一 |      |
| 保健、医療及び<br>福祉関係者 | 紺井医院 院長                            | 紺井 一郎 | 委員長  |
|                  | 社会福祉法人内灘町福祉会<br>特別養護老人ホーム夕陽ヶ丘苑 施設長 | 向 貴代治 | 副委員長 |
|                  | 社会福祉法人清湖の杜 理事長                     | 川島 和代 |      |
|                  | 社会福祉法人内灘町社会福祉協議会 会長                | 夷藤 保  |      |
|                  | 金沢医科大学看護学部<br>公衆衛生看護学 准教授          | 寺西 敬子 |      |
| 関係団体の代表者         | 内灘町町会区長会 会長                        | 岡部 幾雄 |      |
|                  | 内灘町民生委員児童委員協議会 副会長                 | 桶谷 正美 |      |
|                  | 内灘町かがやきシニアクラブ連合会 会長                | 田中 正敏 |      |
|                  | 内灘町女性団体連絡協議会 会長                    | 春田 悦子 |      |
| 関係行政機関<br>の職員    | 石川中央保健福祉センター 所長                    | 木曾 啓介 |      |
|                  | 内灘町教育部 教育部長                        | 上出 勝浩 |      |
|                  | 内灘町保健センター 所長                       | 前田 理子 |      |
|                  | 内灘町子育て支援センター 所長                    | 西村 美和 |      |

| 事務局 | 内灘町役場                    |        | 内灘町社会福祉協議会 |       |
|-----|--------------------------|--------|------------|-------|
|     | 町民福祉部長                   | 助田 有二  | 事務局長       | 東 康弘  |
|     | 福祉課長                     | 秋田 博之  | 地域福祉課長     | 北口 郁子 |
|     | 福祉課担当課長兼<br>地域包括支援センター所長 | 上前 久美子 | 主任専門員      | 藤田 徹  |
|     | 福祉課 課長補佐                 | 濱垣 美由紀 |            |       |
|     | 福祉課 主査                   | 中井 啓介  |            |       |

## 4 策定経過

| 年 月 日                   | 実 施 内 容                                                                  |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年7月5日～21日            | 住民への意識調査（アンケート）の実施                                                       |
| 令和5年7月24日～8月18日         | 民生委員・民生児童委員への意識調査（アンケート）の実施                                              |
| 令和5年11月22日              | 第1回 内灘町地域福祉計画策定委員会<br>・第3次内灘町地域福祉計画について<br>・策定のスケジュールについて<br>・計画（素案）について |
| 令和5年12月18日<br>～令和6年1月9日 | パブリックコメント                                                                |
| 令和6年2月                  | 第2回 内灘町地域福祉計画策定委員会<br>・計画（最終案）について                                       |



### 第3次内灘町地域福祉計画

発行・編集 内灘町 町民福祉部 福祉課

〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

電話番号 076-286-6703

FAX 番号 076-286-6704

メールアドレス [fukushi@town.uchinada.lg.jp](mailto:fukushi@town.uchinada.lg.jp)

